

平成30年第4回(12月)三郷町議会  
定例会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	平成30年12月7日																						
招 集 場 所	三郷町議会議場																						
開 会 (開 議)	平成30年12月7日 午前9時29分宣告(第1日目)																						
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1番 神崎静代</td> <td>2番 久保安正</td> </tr> <tr> <td>3番 南真紀</td> <td>4番 兼平雄二郎</td> </tr> <tr> <td>5番 先山哲子</td> <td>6番 佐野英史</td> </tr> <tr> <td>7番 木谷慎一郎</td> <td>8番 辰己圭一</td> </tr> <tr> <td>9番 深木健宏</td> <td>10番 伊藤勇二</td> </tr> <tr> <td>11番 高岡進</td> <td>12番 下村修</td> </tr> <tr> <td>13番 山田勝男</td> <td></td> </tr> </table>	1番 神崎静代	2番 久保安正	3番 南真紀	4番 兼平雄二郎	5番 先山哲子	6番 佐野英史	7番 木谷慎一郎	8番 辰己圭一	9番 深木健宏	10番 伊藤勇二	11番 高岡進	12番 下村修	13番 山田勝男									
1番 神崎静代	2番 久保安正																						
3番 南真紀	4番 兼平雄二郎																						
5番 先山哲子	6番 佐野英史																						
7番 木谷慎一郎	8番 辰己圭一																						
9番 深木健宏	10番 伊藤勇二																						
11番 高岡進	12番 下村修																						
13番 山田勝男																							
欠 席 議 員	なし																						
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>森 宏 範</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>加 地 義 之</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>こども未来創造部長</td> <td>窪 順 司</td> </tr> <tr> <td>環 境 整 備 部 長</td> <td>西 村 敦 司</td> </tr> <tr> <td>水 道 部 長</td> <td>酒 田 昌 和</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>渡 瀬 充 規</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>清 水 信 義</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>安 井 規 雄</td> </tr> <tr> <td>企 画 財 政 課 長</td> <td>辰 巳 政 行</td> </tr> </table>	町 長	森 宏 範	教 育 長	池 田 朝 博	総 務 部 長	加 地 義 之	住 民 福 祉 部 長	大 西 孝 浩	こども未来創造部長	窪 順 司	環 境 整 備 部 長	西 村 敦 司	水 道 部 長	酒 田 昌 和	教 育 部 長	渡 瀬 充 規	会 計 管 理 者	清 水 信 義	総 務 課 長	安 井 規 雄	企 画 財 政 課 長	辰 巳 政 行
町 長	森 宏 範																						
教 育 長	池 田 朝 博																						
総 務 部 長	加 地 義 之																						
住 民 福 祉 部 長	大 西 孝 浩																						
こども未来創造部長	窪 順 司																						
環 境 整 備 部 長	西 村 敦 司																						
水 道 部 長	酒 田 昌 和																						
教 育 部 長	渡 瀬 充 規																						
会 計 管 理 者	清 水 信 義																						
総 務 課 長	安 井 規 雄																						
企 画 財 政 課 長	辰 巳 政 行																						

行政委員	<p>選挙管理委員会委員長 田 淵 友 一</p> <p>公平委員会委員長 藤 原 佑 二</p> <p>代表監査委員 瓜 生 英 明</p> <p>農業委員会副会長 岡 田 哲 夫</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議会事務局長 大 内 美 香</p> <p>議会事務局長補佐 義 久 仁</p>
町長提出議案の題目	<p>承認第 7 号 平成 3 0 年度三郷町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分について</p> <p>議案第 4 9 号 平成 3 0 年度三郷町一般会計補正予算（第 5 号）</p> <p>議案第 5 0 号 平成 3 0 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 5 1 号 平成 3 0 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 5 2 号 平成 3 0 年度三郷町下水道事業会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 5 3 号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 5 4 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 5 5 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 5 6 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 5 7 号 三郷町サテライトオフィス条例の一部改正について</p> <p>議案第 5 8 号 災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 5 9 号 三郷町心身障害者医療費助成条例の一部改正について</p>

	<p>議案第60号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について</p> <p>議案第61号 平成29年度三郷中学校建替工事請負変更契約の締結について</p> <p>議案第62号 三郷町立野污水中継ポンプ場の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について</p> <p>議案第63号 財産の取得について</p> <p>議案第64号 三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について</p>
議員提出議案の題目	<p>発議第4号 日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書</p> <p>発議第5号 「ふるさと納税」制度の廃止を求める意見書</p>
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 12番 下村 修 1番 神崎 静代

平成30年第4回(12月)  
三郷町議会定例会議事日程(第1号)

平成30年12月7日  
午前9時30分開議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 7号 平成30年度三郷町一般会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 第 4 議案第49号 平成30年度三郷町一般会計補正予算(第5号)
- 第 5 議案第50号 平成30年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第 6 議案第51号 平成30年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第 7 議案第52号 平成30年度三郷町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 第 8 議案第53号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第54号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第55号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第57号 三郷町サテライトオフィス条例の一部改正について
- 第13 議案第58号 災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第59号 三郷町心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 第15 議案第60号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について
- 第16 議案第61号 平成29年度三郷中学校建替工事請負変更契約の締結について
- 第17 議案第62号 三郷町立野汚水中継ポンプ場の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 第18 議案第63号 財産の取得について

- 第 1 9 議案第 6 4 号 三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について  
第 2 0 提案理由の説明  
第 2 1 発議第 4 号 日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書  
第 2 2 発議第 5 号 「ふるさと納税」制度の廃止を求める意見書  
第 2 3 一般質問

開 会 午前 9時29分

〔開会宣告〕

議長（山田勝男） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第113条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、平成30年第4回三郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（山田勝男） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆さん、おはようございます。

本日、三郷町告示第71号によりまして、平成30年第4回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、承認案件1件、議決案件16件の計17件であります。どうか、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（山田勝男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第127条の規定により、12番、下村 修議員、1番、神崎静代議員を指名します。

〔会期の決定〕

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの8日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田勝男） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月14日までの8日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（山田勝男） この際、日程第3、「承認第7号、平成30年度三郷町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について」から、日程第19、「議案第64号、三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について」までを一括議題とし、事

務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（義久 仁） 朗読します。

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 3 | 承認第 7号 | 平成30年度三郷町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について                      |
| 日程第 4 | 議案第49号 | 平成30年度三郷町一般会計補正予算（第5号）                               |
| 日程第 5 | 議案第50号 | 平成30年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                         |
| 日程第 6 | 議案第51号 | 平成30年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）                           |
| 日程第 7 | 議案第52号 | 平成30年度三郷町下水道事業会計補正予算（第2号）                            |
| 日程第 8 | 議案第53号 | 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について               |
| 日程第 9 | 議案第54号 | 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について                  |
| 日程第10 | 議案第55号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について                   |
| 日程第11 | 議案第56号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                             |
| 日程第12 | 議案第57号 | 三郷町サテライトオフィス条例の一部改正について                              |
| 日程第13 | 議案第58号 | 災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について                     |
| 日程第14 | 議案第59号 | 三郷町心身障害者医療費助成条例の一部改正について                             |
| 日程第15 | 議案第60号 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について                             |
| 日程第16 | 議案第61号 | 平成29年度三郷中学校建替工事請負変更契約の締結について                         |
| 日程第17 | 議案第62号 | 三郷町立野污水中継ポンプ場の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について |

日程第 18 議案第 63 号 財産の取得について

日程第 19 議案第 64 号 三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（山田勝男） 日程第 20、ただいま朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「承認第 7 号、平成 30 年度三郷町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分について」であります。

既決予算に 5 1 9 万 4, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額を 9 7 億 2, 2 1 3 万円としたものであります。

内容としまして、まず初めに、西部保育園舎につきましては築 4 5 年が経過しておりますが、本年 9 月末にガスのにおいが発生したため点検を実施したところ、基準値を上回る数値が測定されました。このことから、ガス漏れによる火災等を未然に防止するため、既存配管の撤去及び新設配管工事の経費として、西部保育園運営費で 2 2 0 万円を計上したものであります。

次に、去る 7 月 5 日から 6 日にかけて発生した豪雨による異常出水により、信貴川の護岸が崩壊したことから、土木施設災害復旧費で 4 8 7 万円を、また、大字勢野の農地におきましても豪雨により、畦畔を越水し、法面が崩落する被害が発生したことから、農業施設災害復旧費で 2 1 9 万 1, 0 0 0 円を計上したものであります。

一方、歳入では、農地の復旧作業に係る所有者負担分として分担金で 6 1 万 2, 0 0 0 円を、国庫補助金で 9 6 万 5, 0 0 0 円を、また、信貴川護岸改修工事に伴う国庫補助金として 2 4 1 万 7, 0 0 0 円を計上するとともに、町債で 1 2 0 万円を計上し、歳出の財政調整積立金 4 0 6 万 7, 0 0 0 円を減額することで収支を合わせ、10 月 9 日付をもって、専決処分を行ったものであります。

次に、「議案第 49 号、平成 30 年度三郷町一般会計補正予算（第 5 号）」についてであります。

既決予算に 2 億 8, 0 6 9 万 4, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額を



100億282万4,000円とするものであります。

人事院勧告に伴う職員等の給料・手当等の改正や人事異動に係る人件費を除き、歳出から主な内容を説明申し上げます。

まず、総務費では、昨今、頻繁に発生する災害に迅速に対応するための財源確保や各種補助事業等のヒアリングに伴う旅費が増加したことから、一般管理費で60万円を追加するものであります。

また、平成31年5月の改元に伴い、新元号を窓口発行証明書等で使用できるように、住民情報システムの改修が必要となることから、情報管理費で833万3,000円を計上するものであります。

なお、本事業につきましては、システムの構築に約3か月の期間を要し、新元号が確定したあとに、システムの動作や帳票等のテストが必要となることから、全額を次年度に繰り越すものであります。

また、「奈良サテライトオフィス35」におきまして、近隣の無線利用の増加や利用者による想定以上のデータ送信等により電波干渉が発生し、施設の円滑な利用に支障を来していることから、ネットワークの再構築に係る経費として、企画費で229万円を計上するものであります。

次に、平成31年4月執行予定の統一地方選挙につきまして、今般、当該選挙期日を定める臨時特例法により、選挙期日が1週間前倒しされる見込みとなったことから、これらに係る経費を知事選挙費で70万1,000円を計上するものであります。

次に、民生費では、後ほどご説明いたします国民健康保険特別会計の補正に伴う繰出金58万7,000円を社会福祉総務費で計上するものであります。

また、老人福祉施設三室園組合の養護老人ホーム管理棟建替事業につきまして、本事業を本町の指定避難所の耐震工事として位置づけることで、交付税措置の有利な起債が可能となるため、広域7町を代表して本町が起債し、借入額の全額、1億9,820万円を三室園負担金として支出するため、老人福祉総務費で計上するものであります。

また、本年度に設置予定の地域密着型養護老人ホームにおきまして、県の補助要綱の改正に合わせて本町の補助要綱を改正したことから、開設準備補助として609万1,000円を、後ほどご説明いたします介護保険特別会計の補正に伴う繰出金121万1,000円を、老人福祉総務費で計上するものであります。

また、障害児通所給付におきまして、サービスの利用者や通所先が増加したこと及び報酬改定があったことから、障害者（児）福祉費で1,539万円を追加するものであります。

また、平成31年8月より県におきまして、未就学児を対象に福祉医療制度における現物給付方式が導入されることから、現行の医療費助成システムを現物給付に対応したシステムに改修する費用として1,166万4,000円を、また、国保連合会においても同じくシステム改修が行われ、その費用を各市町村で案分して負担することから、これに伴う経費として10万1,000円を、子ども医療費で計上するものであります。

次に、衛生費では、毎年、国に報告する地域保健事業報告の内容が、本年度から変更されることに伴い、「健康かるて」のシステム改修が必要となることから、老人保健費で116万7,000円を計上するものであります。

次に、土木費では、昨年10月に発生しました台風21号による大雨の影響で、東信貴ヶ丘地区において、住宅地の擁壁及び調整池の護岸等が被災しましたが、このたび、住宅地につきまして復旧工法のめどが立ってきたことから、町におきましても、調整池及び周辺道路施設の復旧工事に係る経費として、道路橋梁費で2,100万円を計上するものであります。

なお、本工事につきましては、住宅地の復旧工事完了後の発注となり、今年度中の執行が見込めないことから、全額を翌年度へ繰り越すものであります。

また、惣持寺地区につきましても、昨年の台風21号により、家屋の浸水被害が多数発生しておりますが、かねてより樋門の閉鎖による内水被害等、大和川流域における浸水常襲地域に位置づけられています。今般、本地区について、県の平成緊急内水対策事業の適地として選考されたことから、今後、調整池の整備を進めていくため、現地測量、地質調査、解析等の調査業務を実施するための経費として、道路橋梁費で800万円を計上するものであります。

なお、本事業につきましても着手時期が来年2月ごろになることから、全額を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、教育費では、9月議会におきましてご報告させていただきました指定通学路におけるブロック塀等の撤去工事につきまして、本年10月1日より撤去工事に要する経費の一部を補助する制度を実施しており、その経費として、事務局費で100万円を計上するものであります。

また、竜田運動公園内のポプラの木から放出される綿により、近隣住民にご迷惑をおかけしていることから、樹木を伐採する経費及び、同じく公園西側の擁壁上部の落下の危険性がある立木を伐採する経費として、スポーツ施設管理費で277万2,000円を計上するものであります。

一方、歳入では、歳出でご説明いたしました障害児通所給付費の増額に伴い、国庫負担金で765万円を、県負担金で382万5,000円を、それぞれ計上するものであります。

また、子ども医療費助成システムの改修に伴い200万円を、また、地域密着型養護老人ホームに対する施設開設準備経費等支援として609万1,000円をそれぞれ県補助金で計上するものであります。

また、知事選挙に伴う事務費委託金として、県委託金で70万1,000円を計上するものであります。

次に、老人福祉施設三室園組合の避難所耐震改修事業負担金に伴い、町債で1億9,820万円を計上するとともに、歳出の財政調整積立金223万4,000円を減額し、歳入の財政調整基金繰入金6,222万7,000円を増額することで収支を合わせるものであります。

なお、職員の人件費に関しましては、本年度に人事院が給料月額を平均0.2%、勤勉手当を0.05か月分、それぞれ引き上げる勧告を行い、奈良県人事委員会においても人事院勧告に準拠した内容での勧告が行われました。

本町でも、国・県の勧告内容と同様に、職員の給料月額、勤勉手当の改正を行うとともに、議会議員を初め町長・副町長・教育長の期末手当の改正も踏まえ、それぞれの科目において、人事異動・退職等に係る人件費の変動分も合わせ、総額382万1,000円を計上するものであります。

続きまして、「議案第50号、平成30年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

既決予算に85万7,000円を増額し、補正後の予算総額を27億6,563万4,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では保険給付費に占める結核・精神医療費多額分の割合が一定基準以上である場合は、保険給付費交付金の対象となることに伴い、そのデータ処理費用等で58万7,000円を、また、国保の県単位化に伴う国保事業報告システムの追加改修が行われ、市町村が案分してその費用を負担する

ことから27万円を、それぞれ一般管理費で計上するものであります。

一方、歳入では、国保事業報告システムの改修に伴い、県負担金・補助金で27万円を、また、レセプトデータ処理経費に対する一般会計繰入金として、58万7,000円を計上するものであります。

続きまして、「議案第51号、平成30年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

保険事業の既決予算に697万7,000円を追加し、補正後の予算総額を20億8,872万7,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では保険給付費におきまして、決算見込み額が当初予算額と比較して増加することから、居宅介護サービス計画給付費で969万4,000円を計上するものであります。

一方、歳入では保険給付費の増額に伴いまして、国庫負担金で193万8,000円、支払基金交付金で261万7,000円、県負担金で121万1,000円、一般会計繰入金で121万1,000円をそれぞれ追加するとともに、歳出の基金積立金を271万7,000円減額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第52号、平成30年度三郷町下水道事業会計補正予算(第2号)」についてであります。

まず、下水道事業収益につきまして既決予定額に1億246万2,000円を増額し、補正後の予算総額を7億1,333万3,000円とする一方で、資本的収入につきまして同額を減額し、補正後の予算総額を3億7,268万6,000円とするものであります。

内容といたしましては、一般会計補助金の基準内繰入分について、事業収益と資本的収入の配分変更を行うものであります。

次に、下水道事業費用につきまして既決予定額に689万4,000円を増額し、補正後の予算総額を6億6,340万円とするとともに、資本的支出につきまして5万8,000円を減額し、補正後の予算総額を3億9,014万2,000円とするものであります。

内容といたしましては、今年度の人事異動に伴い、人件費の補正を行うものであります。

続きまして、「議案第53号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末

手当に関する条例の一部改正について」、「議案第54号、特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について」及び「議案第55号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」につきましては関連がありますので、一括して説明申し上げます。

これらの条例改正につきましては、人事院勧告に伴い、国家公務員の特別職の給与が改定されることに鑑み、議会議員・町長・副町長・教育長の期末手当等の改正を行うものであります。

内容といたしましては、本年12月の期末手当の支給割合を0.05か月分引き上げ、1.775か月分とし、6月期及び12月期合計で3.35か月分とするものであります。

また、来年度以降の期末手当につきましては、その3.35か月を6月期及び12月期に均等に振り分け、1.675か月分とし、平成31年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第56号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、人事院勧告に伴い国家公務員の給与が改定されることから、一般職の職員の給与月額、勤勉手当等を改めるものであります。

主な内容といたしましては、初任給を初め、給料月額を平均0.2%引き上げるとともに、本年12月の勤勉手当を0.05か月分引き上げ、0.95か月分とし、6月期及び12月期合計で1.85か月分とするもので、給料については本年4月1日から、勤勉手当については本年12月1日から適用するものであります。

また、来年度以降につきましては、勤勉手当合計1.85か月分を6月期及び12月期に均等に振り分け0.925か月分とするとともに、期末手当合計2.6か月分について、6月期及び12月期ともに1.3か月分とするよう支給月数の調整を行うものであります。

また、あわせまして、現行、役職ごとに定率制となっている管理職手当の定額化を実施するため、所要の改正を行い、平成31年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第57号、三郷町サテライトオフィス条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、「奈良サテライトオフィス35」の使用料について、新たな料金区分を設定するために行うものであります。

内容といたしましては、ブーススペースやコワーキングスペースの随時利用において、短時間のスポットで気軽に利用しやすくするため、現行の「3時間まで」に加え、「1時間まで」の料金区分を新たに設定し、利用促進につなげるものであります。

なお、施行期日につきましては、周知期間も踏まえ、平成31年4月1日からとするものであります。

続きまして、「議案第58号、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、地方税法の改正に伴うものであります。

内容としましては、1点目として、金融所得課税の一体化による文言整理を行うとともに、2点目として、配偶者控除の見直しによる条文整備を行うもので、1点目は公布の日から、2点目は平成31年1月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第59号、三郷町心身障害者医療費助成条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いが変更されたことに伴うものであります。

内容といたしましては、従来の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるもので、平成31年1月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第60号、山辺・県北西部広域環境衛生組合理約の変更について」であります。

本案につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、同組合理約を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、資源ごみに関する事務に山添村が参加することに伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、「議案第61号、平成29年度三郷中学校建替工事請負変更契約の締結について」であります。

本工事につきましては、6月議会で教室等の空調化に伴う増額変更を行ったと

ころですが、2月末の竣工に向けて、残土処分量の増加や新通学路の舗装改修の追加、その他仕上げ工事の仕様の変更等が生じたことから、再度請負変更契約を締結するもので、現行契約金額34億1,949万6,000円に、3,985万2,000円を増額し、変更後の契約金額を34億5,934万8,000円とするものであります。

続きまして、「議案第62号、三郷町立野汚水中継ポンプ場の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について」であります。

本案につきましては、同施設の災害復旧事業の実施に当たり、入札により、協定金額が減額となることから、現行の協定金額から1,548万円を減額し、変更後の協定契約を5,922万円とするものであります。

続きまして、「議案第63号、財産の取得について」であります。

本案につきましては、三郷町消防団第5分団に配備しております消防ポンプ自動車は、初年度登録から24年が経過しており、経年劣化が激しくポンプ能力も低下していることから新たな車両を購入するものであります。

今回、7社による指名競争入札の結果、兵庫県三田市テクノパーク2番地の3、株式会社モリタ関西支店支店長、合田努を相手方とし、消費税を含め1,695万6,000円で財産購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

最後に、「議案第64号、三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について」であります。

「三郷駅前自転車等駐車場」の管理・運営につきまして、現在、株式会社ホープ奈良営業所を、同施設の指定管理者に指定しているところでありますが、その指定期間が来年3月末をもって満了することとなります。

そこで、引き続き、同法人を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、指定期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3か年とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。

慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

**議長（山田勝男）** 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（山田勝男） 日程第21号、「発議第4号、日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（義久 仁） 朗読します。

発議第4号、平成30年12月7日、三郷町議会議長 山田勝男様。

日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 久保安正。賛成者 神崎静代、南 真紀。

日米地位協定は、1960年1月に改定された日米安保条約の第6条（基地の供与）に基づくもので全28条からなり、その内容は主に次の点です。

（1）基地の提供 米軍は日本全土に基地を置くことができ、移動のため日本中の陸海路、空域を使用できる。

（2）基地の管理 米軍は提供された基地を排他的に管理し、基地内に自由に施設を建設し、どのような部隊も配属できる

（3）米軍・軍属の特権的地位 国内で米兵や軍属が犯罪や事故を起こした場合、「公務中」は米側が第一次裁判権を有し、また、納税や高速道路の利用料免除、旅券なしで出入国可能。

全国知事会は、7月に「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択しました。その中で、日米地位協定について「日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって、依然として十分とは言えない現況である」と述べ、国に対して「日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」を求めています。

三郷町議会も、国に対して全国知事会と同じ内容の日米地位協定の抜本的な見直しを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2018年12月、奈良県三郷町議会。

提出先 内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長

以上でございます。

〔提案理由の説明〕



議長（山田勝男） ただいまの朗読の発議第4号について、提案理由の説明を求めます。

2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書についての提案理由を述べます。

全国知事会の提言は、日米地位協定について、「国内法の適用や自治体の基地立入権がない」と述べ、国に対して「日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」を求めています。

最近も、次のような報道がありました。

2016年に、米軍嘉手納基地周辺の浄水場などから、発がん性物質である高濃度の有機フッ素化合物「PFOS」が検出されたが、アメリカ側は、いまだに沖縄県の立入調査を拒んでいる。沖縄県の調査では、現在も高濃度のPFOSが検出されている。今、開かれている臨時国会で、「米軍は、今もPFOSを使用しているのでは。」という指摘に対して、防衛省は、「基地内の消火システムに、PFOSが含まれているが、それが交換されたか、米側から回答を得ていない。」と述べて、使用している可能性を否定しなかった。このような報道がなされました。

PFOSの使用は、国内法で禁止されています。日米地位協定を抜本的に改訂し、環境法などの国内法を米軍にも適用させ、自治体職員の基地立入権を認めさせることは、主権国家として当たり前のことであり、急務でもあります。

以上が、提案理由の説明です。

議長（山田勝男） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（山田勝男） 続いて、日程第22号、「発議第5号、「ふるさと納税」制度の廃止を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（義久 仁） 朗読します。

発議第5号、平成30年12月7日、三郷町議会議長 山田勝男様。

「ふるさと納税」制度の廃止を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 久保安正。賛成者 神崎静代、南 真紀。

「地域の活性化」や「寄付文化の定着」を図るなどとして2008年に創設された「ふるさと納税」は、2015年に寄附上限額の引き上げや手続き簡素化が行われたことで、寄付額が2014年度の388億円から2016年度の2854億円に急増しました。

この制度は、地方自治体に寄付をした場合に、所得に応じた一定額までは、寄付のほぼ全額が税の還付で戻ってくる仕組みです。郷里への応援、被災地支援など、それ自体としては一定の意味を持っています。

しかし、高額所得者に有利な仕組みであり、高価な「返礼品」を用意した自治体に寄付が集中するとか、寄付額の半分近くが「返礼品」の費用で消えてしまうとかいった弊害が最近は大きく指摘されるようになっていきます。

三郷町についても、2017年度の町への寄付金額216万円に対して、他の自治体への寄付金額は4559万円で、町民税から税額控除を行った額は2204万円にもなっています。国が赤字部分をいくらか地方交付税で穴埋めするとは言え、三郷町にとっては決して有難い制度ではありません。

よって三郷町議会は、国に対して「ふるさと納税」制度を廃止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2018年12月、奈良県三郷町議会。

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長  
以上でございます。

〔提案理由の説明〕

**議長（山田勝男）** ただいまの朗読の発議第5号について、提案理由の説明を求めます。

2番、久保安正議員。

**2番（久保安正）（登壇）** 「ふるさと納税」制度の廃止を求める意見書について、提案理由を述べます。

平成30年度、2017年度に三郷町民で、三郷町以外の自治体にふるさと納税をした人は639人で、寄附金額は4,559万4,608円でした。

そして、控除された税額は、三郷町民税が2,204万1,193円、奈良県民税が1,469万4,265円で、合計で3,673万5,458円。実に、80%の税が減収となっています。

その上、ふるさと納税をした人は、寄附した自治体から、寄附額の約3割程度の返礼品をもらえるので、ほとんど自分の腹は痛みません。

一方、町民が、国や自治体、特定の公共法人などに寄附する一般的な寄附は17人で、寄附金額は197万7,836円でした。

そして、控除された税額は、三郷町民税が9万1,821円、奈良県民税は6万1,214円で、合計15万3,035円。税収の減は、8%にすぎません。

一般的な寄附については返礼品はないので、寄附した人は92%が自腹を切っています。

また、三郷町以外の自治体の住民で、三郷町に寄附してくれた人は221人で、寄附金額は216万円ですが、返礼品などに要した費用が92万2,700円です。なので、実際、三郷町に入ったのは123万7,300円です。三郷町は、ふるさと納税で実入りは数百万円規模の一方で、税収の減は数千万円規模で、単位が一桁違います。

ふるさと納税制度は、本当に奇妙な制度と思います。三郷町にとっても、ありがたくも何ともない制度ではないでしょうか。ふるさと納税制度の廃止を、国に求めます。

以上、提案理由です。

**議長（山田勝男）** 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

**議長（山田勝男）** それでは、審議日程及び委員会付託については、さきの議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

**議会事務局長補佐（義久 仁）** 朗読します。（別紙1頁～7頁）

以上でございます。

**議長（山田勝男）** お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（山田勝男）** 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

暫時休憩します。再開は、10時40分。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時39分

議長（山田勝男） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（山田勝男） 日程第23、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第55条、同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。

また、（発言時間の制限）第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑にされますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、1番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、1問目の質問をいたします。

7月から始まった胃内視鏡検診についてです。

2015年6月に厚生労働省は、がん検診のあり方に関する検討会を開催し、がん検診のあり方について見直しが行われました。その結果、2016年2月4日付で、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針が出されました。

これを受けて、三郷町では今年7月から胃検診に内視鏡を追加し、50歳以上70歳未満は自己負担5,000円、70歳以上は無料で受診できるようになりました。内視鏡検診が始まって、日がまだ浅いですが、申し込みが多いと聞いています。現状について、お答えください。

それと、自己負担額についてですが、厚生労働省の調査によると、全国平均は3,116円です。近隣の斑鳩町は3,000円、王寺町は1,800円です。三郷町は70歳以上は無料ということもありますが、さらに受診しやすくするために、50歳以上70歳未満の5,000円を、もう少し引き下げることはできませんか。

また、内視鏡検査は、ピロリ菌の検査にも有効だと言われています。ピロリ菌は、人の胃の中にすみつき、慢性胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃がんなどの原因になると言われています。日本人のピロリ菌感染者は、およそ3,500万人と言われており、特に50歳以上の人で感染している割合が高いとされています。ピロリ菌を除菌すれば、さっき述べたいろいろな病気になるリスクが減ります。

ピロリ菌検査について、町はどのような考えを持っていますか、お答えください。

議長（山田勝男） 大西住民福祉部長。

住民福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、神崎議員の1問目のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

国は、平成28年2月に、がんの予防及び早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として策定している「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の一部改正を行いました。

その改正内容の中で、胃がん検診の検査方法として「エックス線検査または内視鏡検査のいずれか」とされ、内視鏡検査による対象者と実施回数が「50歳以上で2年に1回」となり、内視鏡検査が新たに対策型胃がん検診の検査方法として推奨されました。

そのことを受け、奈良県では平成29年4月1日に「奈良県胃がん検診（胃内視鏡検診）実施要領」を施行し、本町では本年7月から50歳以上の方を対象に胃内視鏡検査を実施いたしました。

議員ご質問の本年度の内視鏡検査の現状につきましては、11月末現在で97名の方が申し込みされ、そのうち50歳代は7名、60歳代が17名、70歳以上の方が73名となっております。

なお、検査費用につきましては、70歳未満の方の自己負担額は、子宮がん検診や乳がん検診と同様に、内視鏡検査に係る費用の約3割の金額である5,000円とし、70歳以上の方につきましては、他のがん検診と同様、無料とさせていただいておりますので、一定のルールのもと負担額を決定いたしておりますので、現行での変更は考えておりません。

次に、内視鏡検査がピロリ菌の検査に有効かということについては、ピロリ菌感染による萎縮性胃炎が進むと胃がんのリスクが高くなりますが、ピロリ菌除去により胃がんのリスクが30から40%低下するというエビデンス（科学的根拠）が出されており、ピロリ菌感染による萎縮性胃炎の確定診断には、内視鏡検査が不可欠であることからその有効性はあると考えております。

そういったことから、今後も引き続き内視鏡検査の受診を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山田勝男） 再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 病気の予防に力を入れて町民が元気に過ごすということは、医療費の減少にもつながります。以前はがんといえば、もう助からない、だめだと思われていましたけれども、今は早期に発見すれば助かるようになりました。

三郷町では、いろいろな検診を受けるように啓発もされておりますけれども、奈良県の中の市町村のがん検診受診率ですけれども、上牧町は男性が56.08、女性が57.14と、近隣では非常に高い数値、検診受診率になっております。三郷町は男性のほうは53.33で、県の平均を上回っておりますけれども、女性は37.04と、かなり低い数値になっております。ですから、無料になる70歳以上の人の受診率がやっぱり高いっていうのは、費用が安いということもあると思いますので、一定のルールに従って自己負担額を決めておられると、今、聞きましたけれども、がんの予防とかいうことに関して、やっぱり検診の受診率を向上させるということがすごい大事だと思いますので、そういったことも含めて受診率を向上させるために、一層努力していただきたいと思いますので、それを要望して質問を終わります。

議長（山田勝男） 1 問目の質問は終了いたしました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。

1 番、神崎静代議員。

1 番（神崎静代）（登壇） それでは、2 問目に移ります。地産地消のさらなる推進をということで質問します。

三郷町では教育ファーム実践事業として、小学校の4年生、5年生がタマネギを生育し、給食材料として活用しています。また、のどか村や農業委員会の協力のもと地産地消を推進するため、大根、キャベツ、白菜、黒豆などが供給されています。

地産地消をさらに推進し、農業振興にもつながるということから、地元野菜を学校給食に、今以上、供給することは考えられませんかということですが、今年度、元気な農業づくり応援として、NPO法人「CAP35」が立ち上がりました。これは、耕作放棄地の再生や農業の担い手の確保、女性・高齢者等の雇用促進など、農における課題の解消や、農業を主体とした地域活性化に向けた取り組みに対して支援をするものですが、この事業がうまくいくためにも、つくった野菜などの供給先があるということが大事な点だと思います。

この事業の現在の進捗状況と、このNPO法人「CAP35」などの協力のもと、地元野菜を今以上に学校給食に供給するということについて、町はどのように考えておられますか、お聞かせください。

議長（山田勝男） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えいたします。

まず、NPO法人農業振興センター「CAP35」の設立に向けての進捗状況から回答させていただきます。

NPO法人の設立要件であります役員、監事、会員が決定し、去る10月19日に開催された設立総会において、設立の趣旨、定款、事業計画、活動予算、役員等々について承認されました。

現在、県への設立申請を行っており、今後、縦覧期間、認証審査期間を経て、認証が決定されましたら、登記申請へと手続を進めていくこととなります。遅くとも2月中の設立を見込んでおり、4月より本格的に活動が開始できるものと思っております。

このNPO法人につきましては、ご質問にありますとおり、農業による地域活性化、新規就農者や担い手の確保、また、CCRCによる移住者の雇用の受け皿、ほかにも高齢者に活躍の場を提供することなどの役割を担っております。

このことは、町が推進している施策の実現に大きくかかわることになることから、平成29年度には、旧の給食センターの車庫を改修し農業振興の拠点となる施設を整備し、今年度には、事務機器やOA機器等の備品を充実させ、事務所としてすぐに機能できる体制を整えたところでございます。

また、農における課題の解決や雇用に関する施策を官民協働で推進するという観点から、今年度「元気な農業づくり応援事業補助金」を創設いたしました。

NPO法人設立の際には、その活動・運営に要する経費に対して補助を行い、取り組みに対して応援してまいりたいと考えております。

次に、学校給食へのさらなる地元野菜の供給につきましては、農業振興、地産地消を推進する方向からも、ぜひとも実現できればと思っているところでございます。

しかしながら、現在、町内の状況を見ますと、のどか村以外で学校給食に供給できるほど野菜を生産している農家がおられない実情がございます。

そこで、NPO法人「CAP35」に期待するところではございますが、これからのスタートであり、作付の種類や確保可能な農地の規模等、未知数な部分も多く、当面はできることから徐々に活動を開始されることになると思われま

す。生産者の立場から考えますと、学校給食への供給は安定した収益につながるため、魅力あるマーケットであろうと思います。

「CAP35」におかれては、早く事業を軌道に乗せ、補助金に頼らない自立した運営を確立し、学校給食への供給にも取り組んでいただけるよう、町も引き続き支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 2問目の質問は終了しました。

1番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結いたします。

それでは、2番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

**2番（久保安正）（登壇）** 町の水道用水の県水一本化と県がすすめる県域水道一体化について質問いたします。

昨年の12月定例議会で、町の水道用水について、水道事業基本計画にも示されてきた、これまでの自己水と県水の2本立てを変更して、2019年度、平成31年度から県水に一本化するとの新たな方針が示されました。

三郷町が水道用水を自己水と県水の2本立てにする方針をとってきたのは、1つには、2系列を有することによって、地震などの大災害時の施設破損のリスクの軽減を図る。もう一つは、県水100%より給水原価が安くなるというのが主な理由でした。

県水一本化した場合、2系列から1系列にすることによるリスクの増はないのか。また、受水費の増で給水原価は高くなるが、県水の単価について、受水している市町村と県との交渉の場はあるのか。また、県の言いなりの単価になるおそれはないのか。

以上、3点についてお答えをお願いいたします。

ところで奈良県は、奈良モデルとして平成23年12月に「県域水道ビジョン」を策定し、その後、平成29年10月には「県域水道一体化の目指す姿と方向性」を示しました。

これによりますと、県は平成38年度を目標に、県内28市町村と県とで企業団を設立して、上水道の経営統合を図る県域水道一体化を目指すとされています。



三郷町の県水一本化も、県のこの方針に沿ったものでもあります。さらに、経営統合した後10年以内に、水道料金統一を含む上水道の事業統合を最終形とし、その段階での経営母体は企業団に固定はしない、このように述べております。

県は、これまでの県議会で「PPP、PFIのみならず、運営権を民間事業者に委託するコンセッション方式も検討する」などと答弁しており、水道事業の民間委託を視野に入れていることが伺えます。

今、申し上げました「PPP」というのは、パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携）、資金面で官と民が提携するという方式であります。「PFI」は、プライベート・ファイナンシャル・イニシアチブで、民間事業者が施設を設計・建設し、さらにその施設の運営を、長期間包括的に実施する民設民営方式であります。コンセッション方式は、施設の所有権は自治体に残しながら、運営権を民間企業に売却する方式であります。

町は、県の県域水道一体化構想について、また、水道事業の民間委託についてどのように考えているのか、お答えをお願いいたします。

**議長（山田勝男）** 酒田水道部長。

**水道部長（酒田昌和）（登壇）** 失礼します。それでは、久保議員の1問目のご質問について、お答えをしてみたいというふうに思っております。

三郷町では、昨年12月定例会におきまして、平成31年度から県水100%受水を表明するとともに、あわせて県域水道一体化に賛同する旨の説明をいたしました。

県水100%へ至る経過といたしましては、自己水である「とっくり湖」「大門ダム」の水質の悪化が、ここ数年特に著しくなっており、平成27年度からカビ臭の苦情が多発してきました。また、平成29年10月22日に発生いたしました豪雨災害の教訓から、とっくり湖の防災調整池として機能を果たすため、水位を下げる対策をとったことが、1つの要因であると考えております。

議員ご質問のとおり、平成26年度に策定した「水道事業基本計画」では、県水と自己水の2系列を確保することにより、災害時の施設破損等によるリスクの軽減を図るとともに、自己水による安価な水の供給を考えておりました。

しかしながら、とっくり湖・大門ダムの水質悪化や、災害対策としての水位を調整することで、水源地として維持することができなくなってまいりました。あわせて、県水100%にすることで、浄水施設や取水施設を更新する必要がなく

なり、将来にわたって住民負担の軽減を図ることが可能となったところであります。

議員ご質問は、そのような中で、県水100%受水による、災害時のリスクや給水単価への影響のおそれはないのかということではありますが、まず、災害時のリスクについては、県水送水管は耐震性のある強固なもので安全性が図られています。

また、県水の送水ルートは2系統が確保されており、1つ目が、桜井浄水場から高低差による自然流下で送水されるルート、そしてもう1つが、御所浄水場から平群の調整池を経由して送水されるルートであります。万が一、どちらかの送水ルートが遮断されたとしても、どちらか一方の送水ルートが機能するものであると考えております。

これまで、町内での2本立てでのリスク軽減としていたものを、県水2系統によるリスク軽減とした上で、三郷町の水道水確保をしていきたいと考えております。

次に、県水の単価設定に対する県との交渉の場があるのか、また、県の言いなりの単価になるおそれはないのかというご質問ではありますが、現在、県営水道と受水事業者相互の連絡調整を図るための組織として、24市町村が加盟する「奈良県営水道受水協議会」が組織されています。

先般10月29日に、この協議会の幹事会におきまして、「この組織を県水一体化についての検討・協議の場として位置づける」というふうに決定をされたところであります。県水単価や単価改正のタイミングなど、さまざまな問題について、受水事業者が議論を重ね、県水一体化構想に提言をしております。決して県の言いなりではなく、県水道局も受水協議会の意見を反映していきたいというふうに回答していたところであります。

次に、将来に経営統合後から事業統合へと進んだ場合の運営形態・委託形態のあり方についてであります。PPP・PFI・コンセッション方式の議論が進められている中、本日、奈良新聞に記載されておりましたが、昨日の県議会において荒井知事は、水道事業運営の民営化は考えていないとした上で、県域水道の一本化施策をさらに進めていくと答弁されたようであります。

最後に、三郷町水道事業は将来のあり方を見据えた上で、市町村域にとらわれない県域全体で、水源・施設の統廃合・人材技術力の確保・緊急時体制の強化等、

水道事業の基盤強化を図る「県域水道一体化」に参画してまいります。現時点では、「県域水道一体化検討会」において議論を重ねているところであります。県水単価の問題・運営形態の問題など、県域水道一体化の一員として注視してまいります。安心して安全な水を、継続的かつ安定的に供給できるよう、三郷町水道事業運営に努めてまいります。

以上でございます。

議長（山田勝男） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 今、部長から答弁いただきました。

水道法は第1条の目的で、清浄にして豊富廉価な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。第2条の責務では、国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことができないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない、このように述べています。これらのことをもとに、意見を述べさせていただきます。

まず、自己水はやめて県水一本化になるが、三郷町は県水が2系統あり、大災害でのリスク増は軽減されるという答弁でした。私も、それはそのとおりだというふうに思います。

ただ、県の計画では県営水道エリアでは、上水道を奈良市の緑が丘、それから御所、桜井の3か所に集約することになっており、3か所の浄水場は奈良盆地のふちにあり、長距離の送水管を布設することになります。

ご承知のように、奈良盆地周辺は多くの活断層があり、巨大地震時に活断層が連動することも想定されています。そのときに、浄水場を3か所に集約し、長距離の送水管で送水することは危険で、事故があったときの断水時間が長引く可能性もあるのではないのでしょうか。

2つ目の、県水一本化で町の水道事業の給水原価は大きく上がるわけですが、県水単価について県と受水市町村との新たな交渉の場をつくったということは、評価をするものであります。

ただ、交渉において、供給側が独占状態になれば最後は供給側が強いのも、これも世間の常識であります。

次に、県が奈良モデルとして進める広域化とその後の民営化についてです。荒

井知事は平成28年12月20日に国会で講演をしています。テーマは「奈良県のPPP・PFI事業の取り組み、知恵と工夫、論より証拠の地方創生」というテーマであります。

その中で、県域水道ファシリティーマネジメントというところで、効果、今後の展開として、「水源を100%県営水道に転換。市町村が浄水場等の施設更新費用を節約。県営水道の販売量の増加。さらなる事業効率化のためのPPP・PFIやコンセッション方式を検討。」このように述べています。

水源100%県水に転換、上水道施設更新費を節約は、三郷町でもこれから実施されようとしております。次の、県営水道の販売量の増加についてです。

県は、県営水道エリアで今の全体の年間給水量1億4,540万立米が、2050年の将来予測では1億1,000万立米と、25%減になると推計をしております。県水は、今の給水量1億4,540万立米のうち7,735万立米で53%を占めていますが、県と市町村の給水割合が2050年も今と同率ならば、県水は6,020万立米となり、1,715万立米の減となります。

しかし、県営水道エリアで奈良市以外の市町村を県水100%に転換させれば、県水は8,130万立米で県水の割合が74%を占めることになり、今の給水量より395万立米の増に転じることになります。つまり、将来の水需要が減少することにより、県営水道の収支が大幅に悪化することが予想されるわけです。

そこで、市町村の浄水場を廃止して県水の供給量を確保し、県営水道の収支の悪化を食い止める。私はこれが、県が県域水道一体化を推し進める背景にある狙いの1つだと思っています。ちなみに、県水の供給源の1つである大滝ダムの利水容量は使い切れなほど大きく、県は事業費3,460億円のうちの県の負担金606億円の償還と、維持管理費の10%を負担し続けなければなりません。県域水道一体化を進めることで、県はあり余る水とダムの経費を、県内の自治体に負担してもらおうとしているのではないのでしょうか。

最後に民間活用、コンセッション方式です。先ほど部長からもありましたけども、昨日の県議会で荒井知事は、民営化はしないと表明したそうです。荒井知事の、先ほど申し上げた国会での講演の内容からして、県が水道事業について広域化で経営統合・事業統合をして、事業規模を年間数百億円にした上で、コンセッション方式で民営化するのを最終目標にしていたことは明らかでした。

しかし、世界では水道事業は民営化の失敗から、再公営化への動きが加速して

います。2000年からの15年間で再公営化した水道事業は、37か国、235事業にも上ると言われています。その中にはフランスのパリ、ドイツのベルリン、イギリスのロンドンも含まれております。

今、開かれている臨時国会の水道法改定案の国会審議の中で、政府はコンセッション方式について、水道施設の所有は自治体にあり、厚生労働大臣が実施方針や契約を確認するので監視は可能だと、繰り返し答弁しました。しかし、海外の事例では企業秘密が情報公開の壁となり、利益や株主配当など経営の詳細を公的機関がつかめなかったことも、民営化破綻の1つの要因となったと言われております。また、コンセッション方式では、民間企業との長期契約を結ぶことになり、契約途中で自治体が再び公営に戻す決断をしたとしても、多額の違約金や訴訟リスクが地方自治体に重くのしかかります。

実際に、ベルリン市では民営化したあと料金値上げという事態に直面し、民間企業に料金値上げをやめるよう要請したものの、民間企業が要請に応じなかったため再公営化を決めました。しかし、契約途中打ち切りということで、多額の違約金が発生し、再公営化の大きな障害となったと言われております。水道事業におけるコンセッション方式などの民営化は、世界では問題ありの時代おくれの流れとなっております。

水道は、生活と健康に欠かせない、まさに生存権に直結する命の水にほかなりません。国と自治体が責任を持って、直接運営しなければなりません。国民の貴重な財産である水道インフラは、市町村主体で健全な運営が可能となる道こそ目指すべきであります。国や県は、現在の水道が抱える問題の解決のために、過大な需要を見込んだダム開発などは中止して、人員の確保や施設更新のための必要な財政支援にこそ取り組むべきだと思います。

以上です。

**議長（山田勝男）** 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

2番、久保安正議員。

**2番（久保安正）（登壇）** 広域での新焼却炉建設について質問いたします。

三郷町も参加する広域による新しい焼却炉の建設が、平成28年4月に「山辺・県北西部広域環境衛生組合」が設立されて始められ、平成36年2月の運転開始を目指して進められています。

組合はこの間、平成29年3月に「新ごみ処理施設基本計画書」策定し、その後、有識者を呼び、地元住民等から構成される「新ごみ処理施設整備検討委員会」において、新施設の基本仕様（施設規模、環境保全基準、煙突高さ等）を取りまとめ、平成30年3月に組合に答申が出されています。また、同じ平成30年3月には「新ごみ処理施設整備及び運営・維持管理事業に係る事業方式検討報告書」が作成され、その中で事業方式は公営公設方式ではなくて、公設民営方式の1種であるDBO（デザイン・ビルド・オペレート）方式を導入することが望ましいとされています。

基本計画書、基本仕様、報告書の主な内容はどのようなものですか。お答えをお願いいたします。

また、DBO方式を採用する根拠として、現在価値換算後のVFM（バリューフォーマネー）の算定結果が公設公営方式と比較して、財政支出を4.07%削減期待できることを大きな要因としていますが、これは、設計・建設と運営・維持管理費について、DBO方式では公設公営方式に対する削減期待値を10%に設定していることに起因しています。10%の削減期待値は、どのようにして担保されるのか、お答えをお願いいたします。

議長（山田勝男） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） それでは、久保議員の2問目のご質問にお答えしてまいります。

まず、基本計画書及び施設整備検討委員会報告書の主な内容でございますが、基本計画は10市町村による広域処理を行う中で、長期的な展望のもと、ごみ処理に係る効率性及び技術的な安定性への対応を考慮した新焼却施設に必要な基本的な事項を、次のとおり取りまとめたものです。

ごみ処理の現状及び施設整備条件等を整理し、施設整備の基本方針の設定や施設整備の基本的事項として、稼働年数、施設規模、計画ごみ質、ごみ処理方式等、また、環境保全対策として、排ガスの自主基準値、排水等、そして余熱利用、耐震対策、プラント設備・土木建築及び事業方式等をまとめています。

また、学識経験者、地域住民代表及び公募市民で構成された施設整備検討委員会では、基本計画の7つの基本方針に基づく施設を整備するに当たり、新施設の基本仕様として、施設規模、計画ごみ質、処理方式、環境保全基準、煙突の高さ及び耐震安全性等について取りまとめ、「新ごみ処理施設整備に関する基本仕様

書」として平成30年3月に答申をいただきました。

次に、事業方式検討報告書では、事業方式はDBO方式の導入が望ましいと報告されています。これは、DBO方式を採用する根拠として、VFMを算定した結果を反映しているものでございますが、ご質問にございますように、DBO方式のほうが、公設公営方式に対して財政支出が4.07%削減期待できるとなっており、これは、削減期待値を10%に設定していることによるものでございます。

その理由は、設計・建設費では、DBO方式やPFI方式では、設計・建設と運営・維持管理業務を一体的に発注するため、民間事業者は独自の創意工夫やノウハウを発揮することが可能となってまいります。

また、運営・維持管理経費では、公設で長期包括運営業務委託方式・DBO方式・PFI方式では、長期的に委託契約するものであるため、民間事業者はみずからのノウハウに基づき、適正処理に必要な立案、予算化、入札及び業務管理など、長期運用の視点に立った運転・維持管理技術の活用を可能とし、業務の合理化・効率化を発揮することができることが挙げられます。

さらに、VFMの算出は「事業発注前のVFM」と「落札後のVFM」がございしますが、一般的に「落札者決定後」のほうが値は高くなっていくようでございます。ただ、これを理由に、削減期待値を過大に設定することは、予定価格の過少化につながってまいります。

また、参考といたしまして、「事業発注前のVFM」事例、55件を見ますと、おおむね4%から18%の範囲、平均9.3%となっていることも考慮し、用いる削減期待値は、「設計・建設費」「運営・維持管理費」とも10%と設定されたものであります。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 再質問を許します。

**2番（久保安正）（登壇）** 今、部長から答弁いただいたんですけど、率直に申し上げまして、大変難しい。よくわからないというのが、正直なところです。

ところが、この組合のほうでは当然ですけど、平成36年の稼働に向けて着々と準備が進められております。先ほども出ましたけども、DBO方式で行うということで、既にこれを進めるためのコンサルの入札も、既にもう終わって事業者も選定されております。要するに丸投げ、民間でやるという方式です。

そこで、ちょっと具体的にお聞きします。まず、このところの焼却炉の建設の実績で、公営公設方式とD B O方式、この2つの方式がほとんどだと思わすけども、公設公営方式の採用率がどのくらいか、D B O方式の採用率はどのくらいか、まずお答えをいただきます。

2つ目が、D B O方式で新しい焼却炉を建設するというふうにして進められておるんですけど、運営・維持管理については事業期間を25年間、要するに25年間分を1回で、最初で全部契約するわけです。というふうになっておりますけども、この事業期間を25年間としている根拠は何ですか。これまでの実績としては、25年間という長期はほとんどないのではないのでしょうか。

3つ目です。事業期間を25年間、運営・維持管理の期間を25年間というふうにすると、運営・維持管理費については、リスクの見方が大きくなる可能性があるのではないですか。例えば数年間でしたら今のもろもろの、例えば人件費もろもろ見ながらできます。数年間でしたらね、一定できますけど、25年先まで見て契約するわけですから、25年先のことも見通してやらなきゃいけない。そうすると、リスクを高く見ていくのが常識だというふうに、私は思うのですけども、そのリスクの見方が大きくなる可能性はないのですか。

4点目は、事業期間を25年間とした公設公営方式では、総事業費は幾らになっていますか。D B O方式では、事業総額は幾らになっていますか。その差はどのくらいありますか、お答えをお願いいたします。

**議長（山田勝男）** 西村環境整備部長。

**環境整備部長（西村敦司）**（登壇） 久保議員の再質問にお答えしてまいります。

4点のご質問をいただきました。

まず、1点目の事業方式の導入実績でございますが、過去10年間の状況を見てみますと、公設公営方式で31%、D B O方式で61%という状況になっております。

2点目、委託期間25年間の根拠と、3点目のリスク負担の件につきましてでございます。

導入実績を見てみますと、確かにご紹介いただきましたように、20年間の運転管理が大半を占めているところでございます。今回、組合が示した事業方式検討報告書におきまして、予定ではありますが、運営・維持管理期間は25年間となっているところです。期間の設定及びリスク負担への影響について、回答は持



ち合わせておりませんので、組合事務局に確認いたしまして、機会をいただいて報告させていただきたいと思います。

4点目の事業総額でございます。

公設公営方式、先ほどから出てきてますけども、これは公共が財源確保から施設の設計、建設、運営等の全てを行う方式でございます。この事業総額は460億3,317万7,000円と見込んでおります。

次に、DBO方式、これは公設民営方式の1種でございます。公共が資金を調達し、施設の設計、建設、運営等を民間事業者に包括的に委託する方式でございます。この事業総額は426億1,100万7,000円と見込まれております。

その差額でございますが34億2,217万円となっております。

以上でございます。

議長（山田勝男） 再々質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 答弁を部長からいただきました。

DBO方式で事業期間を25年間としていること。大体主力は、今先ほど部長からありましたけど15年、20年が大体主力。今までの実績では、15年とか20年が主力かというふうに思います。これについてと、それからその25年間にすることによって、リスクは大きく見られるのではないかというふうなことについて、回答は持ち合わせてないということで、これからということでしたけど、部長に大変申しわけないですけど、実はこの点について、私は昨日とか一昨日とかではなくて、一週間、10日ぐらい前ですかね、実はお願いをしているんですけど、組合から多分、返事が返ってきてないというのが実態かというふうに思います。こういうことが、組合は即座に返しておかなければいけない、返事を。というふうに、まず、回答について思います。意見を言っておきます。

この新しい焼却炉の建設ですけども、三郷町の焼却炉も耐用年数というんですか、出てきてもいずれにしてもつくりかえなきゃ、新しい焼却炉をつくらなきゃいけないわけですけども、この新しい焼却炉をつくるに当たり、三郷町などのこういう規模が小さい自治体の焼却炉には、国は補助金を出しません。したがって、広域で規模を大きくして、国の補助対象にせざるを得ません。別に、三郷町が最初から広域化にいくんじゃなくて、自分とこで単独では国の補助ももらえないから、やむを得ず広域化に参加せざるを得ないということかと思えます。

奈良県も、奈良モデルと称して補助金を出して、広域化を国と一緒にやって後押しをします。そして、焼却炉の建設、運営、維持管理など事業総額を数百億円規模にする。先ほどもありましたけども、私たちが広域化に参加する焼却炉も400億円です、今のところの試算で。実際、建設するのはもっと後になりますから、今、建設費がどんどん上がってますから、もっとふえる可能性もあるわけです。こういうふうにならば数百億円規模にしたところで、既に私たちのこの新しい焼却炉建設は決まってるんですけど。DBO方式、要するに民間丸投げです。ご承知のように、一般廃棄物の処理は、法で自治体が担うことになっており、原資は全て税で賄われます。公設公営が原則です。

先ほど部長から答弁いただきましたけども、最近のごみ処理施設建設の、新しいごみ処理施設建設の事業方式でも、公設公営が30%あります。にもかかわらず、なぜ公設公営ではなくDBOを採用するのかなど、について私たちの理解や住民の間でほとんど議論をすることなく、事業はどんどん進められています。果たしてこれでいいのでしょうか。

**議長（山田勝男）** 2問目の質問は終了しました。

2番、久保安正議員の質問は、以上をもって終結いたします。

それでは、3番、南真紀議員。一問一答方式で行います。

**3番（南 真紀）（登壇）** 「ふるさと納税制度の廃止を国に求める考えは」ということについて、一般質問させていただきます。

2008年（平成20年）に創設された「ふるさと納税」は、2015年（平成27年）に寄附上限額の引き上げや手続の簡素化が行われたことで、全国的に寄附額が急増しました。

三郷町で、三郷町以外の自治体に寄附した人は、制度が変わる前の平成26年度は28人で、町民税の控除額は47万6,272円でしたが、平成30年度は639人で、町民税の控除額は2,204万1,193円、46倍にも急増しました。

その一方で、三郷町民以外の人で、三郷町に寄附した人は、平成26年度は137件で、寄附金額は132万8,000円でした。しかし、平成29年度は221件で、寄附金額は216万円となっており、1.6倍の増にとどまっています。平成30年度で見ると、216万円の寄附に対して、町民税の控除は2,204万1,193円で、1,988万1,193円の町民税が失われたことに

なります。

ところで、ふるさと納税制度は自分が住んでいる自治体以外の自治体に寄附をした場合に、所得に応じた一定額までは、寄附のほぼ全額が税金の還付で戻ってくる仕組みで、ふるさとへの応援、被災地支援など、それ自体としては一定の意義を持っています。しかし、高額所得者に有利な仕組みであり、最近では、高価な返礼品を用意した自治体に寄附が集中するとか、寄附額の半分くらいが返礼品の費用で消えてしまうとかいった弊害が大きく取り上げられています。総務省も、その対策に乗り出さざるを得なくなっています。

平成25年度から平成30年度のふるさと納税について調べたところ、三郷町への寄附金の合計は659万8,000円です。これに対して、三郷町民で三郷町以外の自治体に寄附をして、三郷町税を控除してもらった金額の合計は4,970万3,801円です。ふるさと納税で三郷町は、この6年間での差し引き金額は4,310万5,801円も、町民税を失ったこととなります。三郷町にとっては、返礼品として地場産品を活用して、地場産業の振興に資したとはいえ、ふるさと納税制度は、ほとんど何のありがたみもない制度だと言わざるを得ないのではないのでしょうか。国に対して、町村会などを通じて、ふるさと納税制度の廃止を求める考えはありませんか。よろしく願いいたします。

**議長（山田勝男）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）**（登壇）失礼いたします。それでは、南議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税制度について、国としては、ふるさとや地方団体のさまざまな取り組みを応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みであるとともに、地方団体がみずから財源を確保し、さまざまな施策を実現するために有効な手段であり、人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生させていく上で、重要な役割を果たす制度だと位置づけております。

また、ふるさと納税の全国的な推移を見てみますと、制度導入当初の平成20年度は、受入額が約81億円で、受入件数は約5万4,000件でありましたが、平成29年度には、受入額は約3,653億円で、受入件数も約1,730万件に上っております。その背景には、一部の団体において、高額な返礼品を初め、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付され、結果として返礼品ブームが急拡大し、自治体間の競争が過熱した現状があります。

これらの状況を踏まえ、平成29年4月には、総務省より「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」が発出され、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を求められました。その後、全国町村会におきましても、ふるさと納税制度を健全に発展させ、真に地方創生等につながる仕組みとして活用していくため、総務大臣通知に沿って、責任と良識のある対応をしていくことを申し合わせているところであります。

本町におきましては、平成26年8月より、ふるさと納税制度を開始し、現状は、議員ご指摘のとおり、寄附額を町民税の控除額が上回っている現状であり、本町にとって有利な状況ではありませんが、控除額に対し、地方交付税の算定において、一部措置されているところでもあります。

また、今後におきましても、本町を知っていただける絶好の機会と捉え、町民へのアピールを充実させ、返礼品の見直しや、寄附金の使途とその成果を情報発信する等、制度本来の趣旨に沿った形で継続していきたいと考えておりますので、制度廃止を求める考えはございません。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 再質問を許します。

**3番（南 真紀）（登壇）** 再質問させていただきます。

昨年、2017年（平成29年）の11月2日に、私たち三郷町議会議員全員で聞きにいきました、奈良県町村議会議長会の議員研修で講師に立たれた早稲田大学の教授が片山善博さん、元鳥取県知事が2016年の北陸中日新聞、12月2日付の新聞で言っていた記事を、ちょっとここで読ませていただきたいと思います。

知人から先日、「そろそろ年末が近くなったので、今年分のふるさと納税を申し込む。」と聞かされた。「来年納める税金が安くなるし、年末には山海の珍味が届く。こんなおいしい制度を利用しない手はない。」と言う。

総務省のホームページによると、年収700万円の給与所得者で、扶養家族が配偶者のみの人が、ふるさとなどの自治体に3万円寄附すると、本来その人が今住んでいる住所地の自治体に納めるべき住民税などが2万8,000円控除される。より所得の高い人が10万円寄附すると、9万8,000円控除される。20万円なら19万8,000円控除される。たった2,000円の負担で寄附できる。しかも、自治体の多くが、寄附を受けた額の4割、5割相当の返礼品を

送るので、寄附した人にとって、おいしいのは間違いない。

寄附を受け入れる自治体にとっても、すこぶるおいしいはずだ。寄附額の半分程度を返礼品に充てたととしても、残りの半分は丸々もうかるからだ。

でも、世の中にそんなおいしいだけの話があるわけがない。さきに触れたとおり、寄附した人の居住地の自治体では、税の目減りを強いられる。寄附した人と、それを受け入れた自治体が浮かれているのは、この目減りを食い潰しているおかげだ。また、もしこの目減りがなければ、「多少なりとも保育所の待機児童問題が解消できるのに」ということにもなる。

導入した国は無責任。ふるさと納税は、名前どおり自分のふるさとを応援し貢献する仕組みだとのふれ込みで導入された。ところが、やはり総務省のホームページには、「ふるさと納税は自分の生まれた故郷だけでなく、お世話になった自治体や応援したい自治体なども対象になります。」とある。縁もゆかりもなくいい、単に返礼品に目がくらんで応援したくなくても構わないのだ。

このところ、全国の自治体は、このおいしいふるさと納税による寄附集めに熱心だ。本来の収入として大事にしなければならない税をそっちのけにして、よその住民からの寄附集めに狂奔する自治体も少なくない。そこで、あれこれ知恵を絞るのだが、「いかに魅力ある返礼品をそろえるか」くらいしかない。特産品の中で、より魅力的な商品は何か、まずは品ぞろえに知恵を出す。さらに、ほかの自治体よりも魅力度を高めようと、返礼品に充てる額を引き上げるなど、自治体の知恵比べはエスカレートする。努力が実って寄附がたくさん集まれば、自治体の財政は潤う。

ただ、忘れてはならないのは、その寄附は、本来よその自治体に入るべき住民税を奪った結果であって、そのためにせつせと知恵を絞ったということである。ふるさと納税、即刻廃止を。自治体も、よその自治体の税を奪うためにではなく、もっとまともなことに知恵を働かせるべきではないか。まともなこととは、住民が必要とする質の高い行政サービスを、いかに効率的に提供するかということである。まるで振り込め詐欺のように、自治体が、よその自治体の税をかすめ取るようなことに狂奔している姿は、見ていて嘆かわしい。

しかし、こんな制度がある以上、ぼやぼやしているとよそから税をかすめ取られてしまう。自治体は、やむを得ずそれに知恵を絞らざるを得ない境遇にある。自治体を、こんな不毛な競争に駆り立てる仕組みをつくった国は、実に不見識で

あり無責任だと思う。

そろそろ税制改正作業が本格化する時期を迎える。来年度の税制改正では、い  
の一番にふるさと納税を廃止するよう提言したい。

というふうに、片山善博さんはおっしゃってて、このような意見も参考にして  
いただきたいということで、私からの質問は終わります。ありがとうございました。

**議長（山田勝男）** 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

3番、南真紀議員。

**3番（南 真紀）（登壇）** 2問目の質問をさせていただきます。

「ヤオヒコ再開とイーストヒルズのスーパーブロックに商業施設の誘致を」と  
いうことについて質問させていただきます。

現在、三郷町にはスーパーマーケットが、JR三郷駅前に1件しかありません。  
日本共産党三郷町議員団が、9月、10月に実施した住民アンケートにも、「も  
っと買い物便利な町にしてほしい」という住民からの切実な声がたくさん寄せら  
れました。

勢野北口駅前のヤオヒコの再開については、7月27日付で「開発事前協議  
書」がヤオヒコ側から町へ提出され、次に、敷地造成についての都市計画法第  
29条に基づく許可申請書が提出されました。ヤオヒコの再開はいつごろの予定  
か、わかればお答えください。

また、イーストヒルズの住民からも、「スーパーブロックにスーパーマーケッ  
トの商業施設を」という声が、アンケートに寄せられました。このことについて  
は、町はどのように考えられていますか。お答えをお願いいたします。

**議長（山田勝男）** 西村環境整備部長。

**環境整備部長（西村敦司）（登壇）** 南議員の2問目のご質問にお答えしてまいりま  
す。

勢野北口駅前のスーパーヤオヒコについては、平成28年3月に閉店され、約  
2年半が経過しておりますが、まず、今日までの経過についてご説明させていた  
だきます。

事業主は店舗閉店からこれまでの間、用地の登記整理や地主との賃貸借契約の  
協議に加え、建築計画案の作成等に時間を費やしておられました。

このような状況下、本年7月6日には町長がヤオヒコ本社に出向き、社長との面談の中で、食料品を初めとする日常の買い物に困難を感じている人、いわゆる買い物弱者が増加する中、地元住民からは非常に強い新規開店を望む声が上がっている状況を伝えられました。

これに対し会社としても、当初の開店予定期日の遅延はあるものの出店計画を見直すことなく早期開店に向け鋭意努力するとの返答をいただいているところであります。

次に、現在の状況でございますが、造成工事に係る開発許可申請書を知事宛てに進達しており、11月2日には、また町長が奈良県建築課長と面談され、地元の声を伝えるとともに許可手続がスムーズに進むよう要望されているところでございます。

さらに、11月30日にもヤオヒコ社長と面談され、改めて早期開店が可能であるならば、開店予定期日を明記した看板を設置していただくことの要望をされたところ、その時期が定まった時点で対応させていただくとのことであります。

なお、今後の予定でございますが、必要となる許可手続を経て、年明けから造成工事が開始され、建築工事については来春の着工予定と伺っております。

工事完了後、県の完了検査や開店準備の期間を加えますと、新規開店は、あくまで予定ではございますが、早くとも来年秋の運びとなると思われれます。

町といたしましても、一日でも早く開店していただけるように事業主との協議調整を行うとともに、奈良県へ継続して働きかけてまいりたいと考えているところであります。

次に、勢野北5丁目のスーパーブロックにつきましては、勢野北部土地区画整理事業の開発当初より、商業施設の誘致が計画されており、住民の皆様、特に地域の住民の皆様には長らくお待ちいただき、大変ご迷惑、ご不便をおかけしているところでございます。

本町の人口につきましても、特に勢野北地域で増加しており、イーストヒルズの住民の方々が、当該スーパーブロックでの商業施設の出店を切望しておられることも承知しているところでございます。

また、平成24年9月に組合から保留地を一括購入して以降、町としても優先課題として誘致に取り組んでいるところでございます。しかしながら、これまで数多くの食品スーパーと協議を重ねてまいりましたが、交通量や立地などの条件

が合わず、出店に至っていない現状でございます。

今後におきましては、住民の方々の生活の利便性を図り、本町が活性化していくためにも、これまで進めていた大型店舗の誘致のみならず、柔軟な考え方で、最近よく見かけることになっております地産地消による農産物が販売されているような、小規模店舗と福祉施設などの複合施設も視野に入れ、引き続き商業施設の早期出店に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 2問目の質問は終了しました。

3番、南真紀議員の質問は、以上をもって終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は、1時20分。

休 憩 午後 0時00分

再 開 午後 1時20分

**議長（山田勝男）** 休憩を解き、再開します。

それでは、9番、深木健宏議員。

**9番（深木健宏）（登壇）** 私のほうから、老親、いわゆる年老いた親を初めとする家族を亡くした際に必要な手続を、スムーズに進められるようにできないかという事で質問させていただきます。

世帯主の変更届の提出や、介護保険証の返納、国民健康保険の葬祭費の請求、町税・県民税の相続人代表者の届け出、町民税の還付金受取人手続、水道料金の名義変更、また水道の閉鎖も含め、年金では遺族基礎年金の請求、死亡一時金の請求、障害者福祉については障害者手帳の返納、福祉手当の喪失の手続など、一部行政とかかわりのないものもありますが、家族が亡くなった場合、遺族は行政手続以外にも金融機関の手続、これがまた大変です。窓口は閉鎖され、親族の証明手続がなければ亡くなった人の名義の預金の引き出しができない、解約ができないなど、多くの対応を迫られます。

高齢化は今後一段と進み、ひとり暮らしの高齢者がふえ、離れて暮らす家族が故人の生前に受けているサービスも知らないケースもふえております。同居者がいても高齢の配偶者のため、煩雑な行政手続に対応し切れない例もあると言われております。

複数の課を回る手間を省き、手続書類も簡略にできないか。年間多くの方々が増える多死社会を迎える中、高齢の同居遺族、離れて暮らす親族など、気持ち



の整理がつかないまま葬儀、行政手続を考えると大変です。大きな大きな問題の意見ではなく私たち身近な、行政への手続等を含め、これらの負担を軽くするための窓口を1つにできないか、お伺いいたします。

議長（山田勝男） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼します。それでは、深木議員のご質問にお答えさせていただきます。

親族の方がお亡くなりになった場合、遺族の方は相続を初め、年金や健康保険、税金、預貯金などについて、役場はもとより、役場以外の多くの機関で手続を行っていただく必要が生じてまいります。

本町では、そういった方の行政手続につきましては、遺族の方が住民福祉課の窓口に来られた場合、亡くなられた方が、どういった行政手続が必要なのかシステムを通して確認できますので、その必要な事務を担当いたします課の窓口で、それぞれの手続を行っていただく旨の案内を行っているところであります。

議員ご質問の窓口を設けている市町村としては、「お悔やみコーナー」という名称で、大分県別府市、兵庫県三田市、そして三重県松阪市などでその取り組みがされておりますが、自治体規模が大きいことから窓口業務が細分化され、多いところでは13の窓口で手続が必要なところもあるようです。また、その専用窓口では、必要な課への案内と関係書類の作成を補助するといったものであります。

そういったことから考えますと、本町におきましても手続が必要な課への案内は、現時点においても行っておりますが、関係書類の作成を補助するといったことは行っておりませんので、今後、どのような形で遺族の方々の行政手続をサポートすることができるかを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山田勝男） 再質問を許します。

9番（深木健宏）（登壇） 先ほどご答弁の中に、各市の話もございました。

確かに人口の密度といいますか、人口が少ない自治体においては、そんなに弊害があるとも思いません。課を設置するほど大きな問題でもないかとも思います。しかしながら、身近な住民の声を聞くにつれ、確かに今は核家族化社会の中で、あるいは町外に出て仕事をし、また住居も町外に置いてめったに帰ってこれない、そういう方々がたまたま親を亡くし、またそういった中で急遽、親族等も含めて会ったときに、手続等を考えればなかなかスムーズにいかない。今、ご答弁にも

ありましたように、何らかの形でスムーズにやっていただき、遺族が憔悴した中でそういった手続が煩雑な上にそれぞれ行われる中で、できるだけ一本化してできないかということをお願いしているわけでございます。

もちろん年間200名、あるいは300名近い方々の、三郷町における死亡手続等を考えたときに、果たしてそれが課を設けるほど大きな問題ではないかとも考えます。しかしながら、課を、窓口を何らかの形で設け、そして住民に少しでも負担のかからないサービスを行うこと自体が、自治体の務めではないかというふうに考えます。

そういった中で、例えば葬儀が行われたときに、事前に葬儀屋さんのほうに手続一覧的なものをお渡しして、スムーズに問題をいけるようにするとか、あるいは手続の中で簡略化できるものはしていただく。また、窓口本人が来たときに、遺族の方が来たときに、そこへ職員の方々がそれぞれ出向いて、そのぐらいの身近なサービスが必要ではないかというふうに考えるわけでございます。窓口の一本化ということは、なかなか難しいとは思いますが、何らかの形でそういった手続がスムーズに行われますように、それこそ身近な自治体のサービス精神を大いに発揮していただいて、他の町村も少ないかと思いますが、三郷町が率先して身近な問題を取り上げていただければ幸いかと思います。ぜひ、窓口ということが不可能であれば、何らかの形でご支援をお願いしたいというのが、私の率直な気持ちでございます。

最近、そういった事例を身近な方からお聞きしました。本人は町外に出て、あるいは葬儀も町外で行ったという例もございます。そういった意味においても、またあちらこちらというふうに回って手続をしなければならぬ、それを1つに簡素化して、できるだけ多くの町民の負担を軽くするというのが、自治体の目標ではないかと思っておりますので、ぜひともその辺を考えていただき、簡略化に向けてもまた、皆様方のご協力をぜひともよろしくお願いしたいというふうに考えます。

以上です。

**議長（山田勝男）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）**（登壇） 失礼します。深木議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、議員おっしゃったとおり、少しでも住民の方々に負担をかけないように、住民サービスが何かないかというようなご質問だったかと思っております。

その中で、本町といたしましても、できるだけ住民の方々の負担が軽減されますように、ハンドブック等も作成をするなどそういったことも考えまして、利便性を図っていきたいと考えております。

今、多くのいただいたご意見を参考にさせていただきまして、本町に応じた形で、今後また検討を進めていきたいと思いますので、お時間のほうを少しいただければと考えております。

**議長（山田勝男）** 9番、深木健宏議員の質問は、以上をもって終結いたします。

それでは、5番、先山哲子議員。

**5番（先山哲子）（登壇）** 議長のお許しを得まして、「龍田古道」日本遺産について、私の質問をさせていただきます。

龍田古道の日本遺産認定に向けて、さまざまな努力がなされているところでございます。龍田古道を中心とした新たな観光ルート開発のため、柏原市、香芝市、王寺町、三郷町の2市2町で連携の事業も実施されることとなっております。

また、「風の郷 龍田古道プロジェクト」も立ち上がり、こちらにいらっしゃる田淵さんが代表でございますが、そのプロジェクトも立ち上がり、いろいろな人たちが現在、活動されておられます。また、大変なご苦勞もあろうかと思いますが、大変感謝したいと思っております。

また、先日11月28日でしたか、NHKのならナビで、龍田古道の放映がなされておりましたし、その前にも2回ほど三郷町出ましたね。そのときは、私知らなくて、ほかの方がたまたまテレビ見てたら、龍田古道とか三郷のことが出たんで、もっとPR、「放映されるで」ということを知らせてほしかったというお叱りを受けました。ホームページ見れば出てるんですけど、そういうのは見られない方も多いわけですから、もうちょっと何とか皆さんに周知していただく方法は考えていただいたらなと思います。せっかくテレビで放映されているわけですから、もったいなと思いました。

いろいろなパンフレット、リーフの作製、こういった、もう皆さんもご存じと思いますが、いろいろなリーフもつくられております。

また、イベントもなされておりますし、1,300円の切手シート、澤さんが写された有名な龍田古道の写真で、また、王寺の郵便局でも写真展がありましたね。1,030シート発売されたんですけど、シート、全国ネットの日本郵政公社の業界新聞、全国ネットにもこれ出ております。町長も写っておられますね。

それで、やっぱりマニアの方もいらっしゃるし、やっぱりこういったことで全国ネットでPRするというのが大いに、やっぱりいろんな面でプラスになると思うんです。周辺だけでPRしてもね。それで興味のある方の、もちろんこの中和関係、あと柏原・八尾あたりの郵便局で2月ごろから発売されたんですけど、ほとんどもう完売に近い状態となっております。東京からも、この新聞とかいろんなあらゆるそういうPRを見て、問い合わせとか購入、通信販売もなされておりますので、買われた方もいらっしゃいます。

こういったことを初めとして、皆さんいろいろな努力を関係者の方はなさっているので、それには大変敬意を表したいと思います。また、龍田を詠んだ絵本の発行などもなされております。

年に1回、文化庁が都道府県教育委員会を通じて、日本遺産認定に関する募集を行っております。その登録に当たっては、いろいろな条件があるわけですが、また審査基準もあります。有識者で構成される「日本遺産審査委員会」の審査結果を踏まえて文化庁が判断して、やっと認定という運びとなるわけですが、条件がいっぱいあるんですけど、歴史的経緯、地域の風習に根差し、世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたものであること。また、地域の魅力として発信する明確なテーマを設定。建造物、遺跡、名勝地、祭りなど、地域に根差した継承、保存がなされている文化財であること。また、地域の歴史、文化財などの価値を解説するだけのものになっていないということ。

また、ほかにいっぱいあるんですが、人々が関心を持ったり引きつけられる内容であること。余り知られていなかった点や、隠れた魅力を打ち出していること。誰もが理解しやすい内容であるということ。また、ほかの地域では余り見られない希有な存在、特徴があるということ。また、地域特有の文化があらわれていること。

いろんなことが条件にクリアされて初めて認定されるわけですが、もう既に申請はなさっているんでしょうか。もししていなかったら、いつごろの予定なのか、その辺とあと、今現在のいろいろと努力なさっているわけですが、その進捗状況。また、今後の見通しですね、「認定を受けそうやで」、「いやいや、わかれへん、全くわかれへん」とか、「認定を受けられる可能性が高い」とか、そのあたりのことをお答えいただきたいと思います。

議長（山田勝男） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 先山議員のご質問にお答えしてまいります。

現在、大阪柏原市・三郷町において、両市町に共通する歴史・観光資源である龍田古道と、亀の瀬を中心にその周辺地域を含め、大和と難波を結ぶ最重要拠点として、日本遺産の登録を目指しているところでございます。

まず、ご質問の中でご紹介いただいた内容と重複する部分が多くなりますが、龍田古道に関連する事業や活動を簡単にご紹介させていただきます。

大阪柏原市・香芝市・王寺町そして三郷町で平成28年度から取り組んでいます、広域観光ルート整備事業につきましては、2市2町を周遊できるルートを整備しようとするもので、柏原市と三郷町を結ぶルートとして龍田古道を推奨しており、それをマップに反映しPRにつなげていくものでございます。

また、産官学地域活性化連絡協議会による「まちづくり事業」から生まれました「龍田古道プロジェクト」につきましては、平成29年度より本格的に活動を始められています。

龍田古道の認知度向上を図るため、町内外の施設でのポスター掲示やイベント等でチラシを配布するほか、記念切手シートやポストカードの作製・販売、文化祭への出展、県との協力事業であります龍田古道マップの制作等の活動を通じながら、龍田古道の魅力を精力的に発信しPRに努められておられます。

ほかにも、さきの9月議会で補正予算を計上させていただいた、柏原市との連携事業であります「観光ICT活用事業」では、NTTドコモと契約を締結し、龍田古道のPRを兼ねたウォーキングアプリを10月9日から配信しているところであります。

さて次に、ご質問の日本遺産登録への取り組み状況でございますが、本年7月に文化庁を訪れ、ご意見を伺ったところ、「古道」での登録は、昨年度に「竹内街道」が登録されたことから、「道」だけでの登録は困難であるとの見解を示されました。

そのため、現在、龍田古道だけに限定せず、多角的なアピール要素を取り入れるため、地すべり対策が講じられている「亀の瀬」の地質的・地理的要因も含め、「自然と文明の交差点」という観点にも重点を置いて、国土交通省、大和川河川事務所にもご協力をいただき、また、観光面などの交流人口を高める取り組みも取り入れながら、再度、国の関係省庁と事前協議を予定しているところであります。

今後とも、申請の窓口であります文化庁を初め、関係省庁からのご意見も参考にしながら、必要に応じて内容を修正し、平成31年（来年）1月中旬までには、「日本遺産」登録の申請を行いたいと考えております。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 再質問を許します。

**5番（先山哲子）（登壇）** 竹内街道のほうが古いんですね。だから、竹内街道が控えてるので、またちょっと内容を変更してということですが、それが申請になる確率が高いのかどうか、見通しはどうかということも、もしわかれば教えていただきたいと思います。

ちなみに、この近年3か年で、平成27年から67件が認定を受けております。認定されると地域の認知度は確かに高まります。それよりも、ただ認知度が高まっても活性化につながらなければ意味もありませんし、また、実際活性化している地域もありますが、反面伸び悩み、また取り残される地域もあると聞いております。

そのためには、まず早期の認定を受ける。そのあとがまた大事であります。認定後の活用法が、さらに大事になってくるかと思えます。ただ、遺産の本質から外れた取り組みの傾向があれば、認定取り消しもあり得るというように聞いております。いろいろなことも視野に入れながら、認定後はより一層の尽力、努力を、大変と思えますがしていただきたい。ただ、三郷町のよさ、すばらしさを、まず知っていただく、PRする、そして人を呼び込む、さらにお金も落としてもらう、活性化にもつなげていく、これが大事だと思います。ただ、来てもらって素通りしたり、ごみだけ落ととして帰っていく。これでは何の意味もございません。いろんな認定後の創意工夫が、またさらに大変だと思いますが、大切なことだと思います。

簡単にお答えいただいて、もう再々質問はいたしませんので、よろしく願いいたします。

**議長（山田勝男）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** 失礼します。先山議員の再質問にお答えさせていただきます。

今現在、先ほど西村部長からも答弁ありましたように、いろんなハードルがございます。ですので、今の段階でこの見通しはと聞かれても、今のところ何とも

言えない状態でございます。

しかしながら、できるだけ本年度に登録していただけるような文面で、いろいろな関係省庁と相談しながら、登録していただけるような文面で申請していきたいなと思っております。

そしてまた、認定していただいたあとにつきましては、先ほど先山議員がおっしゃったようにPRをたくさんして、三郷町が少しでも知られるように努力していきたいなと思っております。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 5番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終結いたします。

それでは、8番、辰己圭一議員。一問一答方式で行います。

**8番（辰己圭一）（登壇）** それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、災害時におけるドローン（小型無人航空機）の活用について。質問をさせていただきます。

まず初めに、ドローンとは何か簡単に説明をしますと、プロペラが4つから8つついた小型のヘリコプターのようなもので、無人で飛ばすことができる、言ってみたらラジコンみたいなようなものなのですけども、タブレットや 아이폰などのスマートフォンを利用して遠隔操作ができて、撮影した画像を送受信できる非常に便利なものです。最近では、イベントの空中撮影、土木測量や橋梁の点検など、さまざまな分野において活用がされています。が、今回は災害面に限定して質問を進めたいと思います。

ここ数年、台風による大雨や地震の被害が、全国的に相次いでいます。熊本地震や九州北部豪雨、最近では大阪北部地震もありましたけども、平成30年7月豪雨と言われております西日本豪雨や北海道胆振東部地震など、甚大な被害が出ました。これらの被災地で、実際に活躍した事例ですけども、それぞれ災害が起こった現場で人や車が通行できない中、二次被害が心配される状況においても、ドローンで被害状況を撮影することで状況確認や捜査、救助活動など大いに貢献しました。

この中で1つを例に挙げて、少しだけお話をさせていただきますと、今年7月に襲った西日本豪雨では、主に広島、岡山、愛媛など各地で洪水やがけ崩れを引き起こし、200人以上が死亡され、数十人が行方不明という甚大な被害が出ま

した。その中で岡山県倉敷市の、皆さんもご存じかと思いますが真備町では、堤防が数か所決壊し、真備町全体の4分の1以上が浸水し、家屋などの建物が4.8メートルも浸水したそうです。

このときに、奈良県内の消防隊員の方が真備町に行かれたんですけども、たしか79名の隊員の方が派遣されたと聞いております。その中で西和消防署の隊員の方も行かれて言われておりましたけども、ゴムボートで50人以上、浸水している家屋から救出をされたそうです。このときに、国交省のドローン部隊が派遣されまして、ヘリコプターよりも低空に飛行ができるので、低空で飛んでいって、瞬時に被災現場に近づき、詳細に被災現場を把握し救助活動に貢献されたそうです。ちなみに、この国交省のドローン部隊というのは、「TEC-FORCE」といいまして、大規模な災害が起こったときに、被災した自治体に派遣される地方整備局の部隊です。

ドローンのメリットというのはほかにもたくさんあるんですけども、例えば人間の体温を感知するサーモセンサーカメラをドローンに搭載すれば、例えば山の中で遭難された方や行方不明者の方を見つけることもできますし、また、サーチライトとスピーカーを搭載すれば、真っ暗闇の中でも避難誘導ができますし、水難救助用の救命胴衣や浮き輪などの投下もできます。言い出したらちょっと切りないんですけども、こういったことから災害時のドローンの有効性が注目されまして、自治体などにおいては、災害時のドローンを活用した被災状況調査に関する協定を締結する事例がふえております。

奈良県内の自治体例では、五條市、野迫川・十津川・天川村などが、災害時に救援活動等を行うため、ドローン愛好者団体、これは「ブルーウインド」という団体やったと思うんですけど、その団体と協定を締結しており、災害に強い地域づくりに成果が期待されております。

この三郷町においても、今後起こり得る南海トラフ地震、これは今後30年の間に80%の確率で発生すると言われておりますけども、奈良県内も震度6クラスの地震が来ると予想されています。もっと怖いのは、奈良県は生駒断層や大和川断層、あと奈良盆地東縁断層など、奈良県には8つの活断層帯が走っております。これらの直下型地震が発生すれば、恐らく三郷町も震度7クラスの地震が起こると言われております。

また、去年の10月、台風21号の大雨で、この三郷町も家屋の浸水や東信貴



ケ丘の住宅法面の崩落などの被害がありました。今後も毎年来るだろうと思われる台風による豪雨災害など、万が一の事態に備えてドローンを活用していくべきだと考えます。

幸いといいますか、この三郷町にドローンの会社を運営されている方がおられます。主にふだんはイベント等の空中撮影をされていて、近畿各地の学校や、有名どころでは奈良の燈火会なども撮影されています。当然、飛行経験も豊富でドローンも数台お持ちのようです。

また、町の職員さんの中に、ドローンの操縦を得意とされている方がおられるかも知れませんし、練習して協力したいという方が出てくるかも知れません。こういった方々に協力を求めまして、町が主になって警察、消防、消防団などと連携し、日ごろから災害を想定した操縦訓練や救助訓練など実施することも大事だと思います。

そこで、三郷町は災害時におけるこのドローンの活用を、今後どのようにお考えなのかお聞かせください。よろしく申し上げます。

**議長（山田勝男）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼します。それでは、辰己議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、近年頻発する地震や風水害等の大規模災害において、小型無人航空機ドローンを活用した「災害現場の早期発見」や「災害規模の早期把握」といった迅速な災害対応について、多くの事例が報告されております。

奈良県広域消防組合におきましても、平成29年度末に寄贈されたドローン1機を警防部に試行的に配備し、火災時の延焼範囲、延焼方向等の立体的な災害実態の把握や、情報収集について、部分的な偵察飛行の運用が開始されております。今後は、大規模災害時の再崩落危険箇所の監視や、消防隊が近づけない地域への偵察、進入困難な場所での搜索活動、画像撮影、そして、救助資機材の搬送等、多角的に検討していくとのことでもあります。

また、県内の自治体では、山間部が多い五條市、野迫川村、十津川村と五條警察署がドローンを扱う民間団体と協定書を交わし、水害や土砂災害の発生時に、ドローンを使って撮影された被害状況の映像を受け取れる体制を整えております。

本町におきましても、南海トラフ地震や、去年の台風21号のような大規模な浸水害が発生した場合、速やかな被害状況の確認や、あらゆる災害対応において、

ドローンの活用は有用であると考えております。

また、大和川の浸水害の影響を受ける自治体が多い中、広範囲に状況が把握できるドローンの特性を生かすには、広域的な視点でドローンの利用を考え、地域特性に応じた形で課題解決を図る必要があると思われまます。

このことから、今後におきましては、全国的な先進事例を研究し、あわせてICTやIoTの技術革新の動向も注視しながら、本町に合った活用方法を考慮し、導入について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山田勝男） 再質問を許します。

8番（辰己圭一）（登壇） ただいま加地部長から答弁していただきまして、私なりに今、理解しているのは、前向きに検討していただけるのかなというふうに思っておりますけれども、「災害は忘れたころにやってくる」という言葉がありますけれども、今では、「災害は忘れる間もなくやってくる」に変わりました。それぐらい日本各地で災害が起こっているのが現状でありますけれども、災害における防災、減災は、当然、自分の命を守る自助、ともに助ける共助、日ごろからの備えや訓練が、もちろん大前提でございます。しかし、万が一大雨で堤防が決壊したり、土砂が崩れたり、いつ起きてもおかしくない地震が起きて家屋が倒壊したときは、まず自分の命を守る行動をとりながら、安全な場所へ避難しなければなりません。ですが、このときに地上からの情報だけで、果たして安全に避難できるのでしょうか。

最悪なパターンで、ちょっと言わせてもらいますけれども、例えば避難できるはずの道路が、冠水や土砂で埋まっていたり、地震によって大規模な災害が起きて避難経路がわからないなど、こういったことも想定しておく必要があるのかなと思います。

それに、三郷町が被災するということは、近隣の市町村も被災すると思われまます。ですので、こういったことを踏まえて、一日も早く三郷独自の組織といたしまししょうか、団体といたしまししょうか、そういうのをつくっていただき、ドローンを活用し災害に備えるべきだと考えます。

まず、今日言うて、明日からお願いしますっていうのではなくて、まず、組織をつくるなり協定を結ぶにしろ、例えば警察、消防関係、それにドローン関係の団体と協議の場を持っていただきたいと考えておりますけれども、その辺について

答えられる範囲でいいのでお願いします。

議長（山田勝男） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、辰己議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

現在、辰己議員からお話聞いたように、ドローンの活用のメリットというのは十分認識しているところでございます。そういった中で活用していく場合、今後、協定を結ぶというの、今すぐというのなかなかお答えはできませんが、検討していくものであるかとは思っています。

そしてまた、活用していく場合、大事になってくるのは、やはり定期的な訓練、そういったことを行っていくのが一番、今後大事になってくるのかなと。つくるだけでは意味がないということで、協定するのであれば、そのあとの訓練等を含めて活用するというのを一番、第一に持っていきたいかなと思っています。

そしてまた、協定等を結ぶに当たりまして、三郷町のエリアというのはちょっと狭い部分もありますので、他の自治体の動向等も注視しながら、動向も見ながら、今後、検討のほうをさせていただきたいなと思っています。

議長（山田勝男） 再々質問を許します。

8番（辰己圭一）（登壇） ありがとうございます。ぜひ今後、その練習も大事ということで、そういったことも全部含めまして、真剣にちょっと検討していただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

町民の皆さんが、安全で安心して暮らせる防災に強いまちづくりを、ぜひ目指していただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。1つ目の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（山田勝男） 1問目の質問は終了いたしました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

8番、辰己圭一議員。

8番（辰己圭一）（登壇） それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

その前に、ちょっと実を言うと、この2点目の質問を出すかどうか、ちょっとかなり悩んだんですけども、というのも条例が絡んだことなので、皆さんからふざけてるのかとお叱りを受けるんじゃないかと、ちょっといろいろ考えたんですけども、これは、私が議員になる二十数年前から、三郷町にずっと提案したかったことなので、皆さん、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、夢のある条例を。ということで、質問をさせていただきます。

12月になると、クリスマスの季節でもあり、童謡の歌や絵本でもサンタクロースのお話がたくさん出てきます。毎年、クリスマスになると、子どもたちはサンタさんからのプレゼントを楽しみにしております。

僕が、あるとき、とあるラジオ番組で知ったのですが、アメリカのユタ州にあるソルトレイクシティには、クリスマスイブに限りサンタクロースとトナカイはプレゼントを配るため、家々の上空を飛び交うことを許可する、そんな夢のある条例があることを知りました。正直、そのとき全身に鳥肌が立って、すごいなど、夢のある話やな、どんな町か見てみたいというのを正直に思ったんですけども、それと同時に三郷町にも、こんな夢のある条例があったらいいな、みんなに自慢できるなということも思ったことを覚えております、今でも。

三郷町では、きらきら星で有名な武鹿悦子先生が在住されておりますけども、武鹿先生の作品で、「ぶたの・ポテトのひみつのやくそく」という絵本があります。これにはサンタクロースのお話が出てきます。また、平成30年は童謡誕生100周年と記念すべき年でもあり、今年4月に三郷町は「童謡のまち」宣言を行いました。これにあやかってというのも、ちょっと変な話なんですけども、三郷町でもこういった夢のある条例を1つつくられてはどうかと思います。

例えば、クリスマスイブの夜に限り、三郷町上空をサンタクロースが空を飛ぶことを許可する。ただし、人を超越した存在に限る。この「人を超越した存在に限る」ということを、後ろにつけておけば、航空法や法律に抵触しないですし、国土交通大臣の許可も必要ないと思います。こんな夢のある条例ができれば、もう考えただけでわくわくするんですけども、子どもたちにも夢を与えることができますし、三郷町の自慢の1つにもなると思います。それに、ツイッターやフェイスブックにアップすれば恐らく、甘い考えかもわかりませんが、かなりの反響があるのかなということも思ったりもします。それで、三郷も一気にいろんな意味で有名になってくれたらいいなというのも思うんですけども、童謡のまち宣言にもありますように、明日を担う子どもたちの健やかな成長のみならず、大人にとっても豊かな感性を育むまちとして、ぜひ、この夢のある条例をつくっていただけたらと思うんですけども、町としての考えをお聞かせください。

今月はクリスマスシーズンでもあるので、クリスマスにふさわしい前向きな答弁を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（山田勝男） 窪こども未来創造部長。

こども未来創造部長（窪 順司）（登壇） 失礼いたします。それでは、辰己議員の2問目のご質問にお答えをしてみたいと思います。

ソルトレイクシティの条例を確認しましたところ、この市の条例は22の題名に分かれており、その16番目の題名に「空港」の項目がございます。この16番目に、一般的な航空規制について規制をしている章があり、その18番目の節に、市上空の飛行の項目があり、最低高度について規定をしています。

この規定によりますと、Aとして、一般的な制限として、アメリカ連邦航空局の航空管制の指示がある場合を除き、市の居住地区または事業エリアを飛行する飛行機は、連邦航空局によって公布された規定に明記されている最低高度を遵守しなければならない。

そして、Bとして、クリスマスイブの空飛ぶトナカイの免除として、クリスマスイブのみ、トナカイとけん引している貨物は、この節の細節Aの規定から免除されるものとするとしています。

このように、ソルトレイクシティの条例では、航空規制における市上空の飛行の最低高度を定めている条文において、免除規定として、クリスマスイブの空飛ぶトナカイの条文を載せています。かた苦しい条文が並ぶ条例の中、気のきいた一文であり、子どもたちや大人にも、大変、夢やユーモアがある条文だと思えます。

本町におきましても、このように気のきいた表現を入れることができ、子どもたちに夢を与えることができる条文を考えることができたらすてきだなと思えますので、今後、今ある条例や新しく条例等を制定する際などの機会を捉えて、こういった夢のある条文を入れることができないか検討してみたいと考えております。

以上でございます。

議長（山田勝男） 再質問を許します。

8番（辰己圭一）（登壇） ありがとうございます。まさに、クリスマスにふさわしい答弁をしていただいたのかなと思います。

僕、ちょっと、サンタさんが上空を飛ぶというのが、簡単にソルトレイクシティのことを言いましたけども、あえてちょっと難しく言わずに、簡単にちょっと今、言わせてもらったんですけど、実は2004年に、このサンタクロースが空

を飛ぶということ、もう削除しようということで、議会の中でも上がったらしいんですけども、じゃ、住民投票をしようということで、住民投票をした結果、やっぱり残すべきだということで、いまだに残っているんですけども、今後、こういった夢のある一文を、また三郷町の条例にでも入れてもらうことを期待しまして、また機会があれば、こういった質問をさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。答弁は結構でございます。

**議長（山田勝男）** 2問目の質問は終了しました。

8番、辰己圭一議員の質問は、以上をもって終了いたします。

それでは、6番、佐野英史議員。一問一答方式で行います。

**6番（佐野英史）（登壇）** では、議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

第1問、三郷町の目指すSDGsの具体的な行動取組みは？という形で、質問をさせていただきます。

このSDGsというのは、三郷町でもこの8月に、SDGs環境未来都市宣言というものを、子ども議会の際に行いました。このSDGsというのは、何度も町長がおっしゃってますけども、Sustainable Development Goalsの略で、2015年9月の国連総会で採択をされた、我々の世界を変革する持続可能な開発のためのアジェンダ2030で記された行動指針のことです。これは、17のグローバル目標と169の達成基準から成る、国連が新たに提示をした開発目標であります。日本国としましては、2016年に開催をされました伊勢志摩サミットを機会に、取り組みをスタートさせておりまして、昨年にはアクションプラン2018を策定し、今年6月には、すぐれた取り組みを提案する29都市をSDGs未来都市に指定し、さらにその中から、先進的な10の事業を自治体SDGsモデル事業に選定をしております。

この17のグローバル目標というのは、ここで述べさせていただきますと、1番が、貧困をなくそう。2番が、飢餓をゼロに。3番が、全ての人に健康と福祉を。4番が、質の高い教育をみんなに。5番が、ジェンダー平等を実現しよう。6番が、安全な水とトイレを世界中に。7番が、エネルギーをみんなに、そしてクリーンに。8番が、働きがいも経済成長も。9番が、産業と技術革新の基盤をつくろう。10番が、人や国の不平等をなくそう。11番が、住み続けられるまちづくりを。12番が、つくる責任、使う責任。13番が、気候変動に具体的な

対策を。14番が、海の豊かさを守ろう。15番が、陸の豊かさも守ろう。16番が、平和と公正を全ての人に。最後の17番が、パートナーシップで目標達成しようという17の目標があるんですけども、これは、国連というところで提唱された目標ですので、非常に大きな課題のようにも見えるんですけども、実際にこれを大きく見てみますと、やっぱり自治体レベルでも取り組める分野があるのかなとも思っております。特に三郷町の場合ですと、環境未来都市宣言という形で、環境に特化をしているような印象も持つことができます。

ただ、冷静に見てみますと、3番の、全ての人に健康と福祉をという項目に関しましては、この169の達成基準とはまた別なんですけども、フレイル検診とか、あるいは認知症予防体操とかいろんな形で福祉というものを、政策を実現しておりますので、これも1つは、このSDGsの目標にかなった取り組みなのかなというふうに解釈もします。

4番の、質の高い教育をみんなにというのは、国連が提唱しているものとは少しは違うんですけども、タブレット端末を導入したり、電子黒板を導入したり、あるいはプログラミング教育をやったりとかいう形で、子どもに対して質の高い教育を提供していこうという努力はしております。これも、ある意味ではこのSDGsの目標にかなっている施策なのかなというふうに感じています。また、安全な水とトイレを世界中にというのは、今、三郷町が進めております公共下水道接続事業もこれに入ってくるのかなと。

7番の、エネルギーをみんなに、そしてクリーンにっていうのは、三郷町が立ち上げました、三郷ひまわりエナジーの稼働というのも、それはこの分野に入ってくるのかなというふうに思っています。また、働きがいも経済成長もっていう部分と、住み続けられるまちづくりっていうのは、CCRCの事業ともかかわってくるのかなというふうに思います。

そして、つくる責任、使う責任、気候変動に具体的な対策を、海の豊かさを守ろう、陸の豊かさを守ろうというのは、やはりその、今進めております環境未来都市宣言の、まさにこれからの地球変動、気候変動に対応していこうと。そして、災害を減らしていこうという意味で、森町長が提唱しました環境未来都市宣言につながっていくのではないかなというふうに思っております。

それを具体的に、これから三郷町としては、このSDGsの理念っていうものをどのように町政に反映していくのか、具体的には今、計画をされている、ある

いは行動をしようとしている、取り組みなどが決まっておりましたら教えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**議長（山田勝男）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼します。それでは、佐野議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

近年の異常気象から地球温暖化の傾向が加速していると言われており、温暖化対策は世界的な喫緊の課題となっております。本町では、本年8月6日に子ども議会にて、平成27年に国連で採択された、持続可能な世界を実現するための開発目標である「SDGs」の理念及び目標に賛同し、環境問題を含めた町の諸課題の解決に取り組んでいくため「SDGs環境未来都市宣言」を、13名の子ども議員の皆さんとともに行ったところであります。

この宣言を契機に、今までの地球温暖化対策の取り組みをさらに充実させるとともに、関係機関とのパートナーシップにより健康長寿で災害に強い「人にもまちにもレジリエンスな環境未来都市」を推進し、SDGsの目標達成に貢献してまいります。

今後の取り組みにつきましては、議員のご質問にもありますように、「SDGs未来都市」として選定されるよう、内閣府に対し町の取り組みを提案するとともに、SDGsには健康・福祉・経済・気候変動などの課題について、17の目標と169の具体的目標があることから、次の「まちづくり総合戦略」を策定する際には、本町が実施していくさまざまな施策にSDGsの考え方を反映してまいります。そして、環境課題のみならず、経済・社会の側面への相乗効果を、企業・団体等とのパートナーシップにより循環させ、SDGsの「誰ひとり取り残さない」理念のもと、多様な変化にしなやかな強さをもって対応するまち、「持続可能なまち三郷」を目指してまいります。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 再質問を許します。

**6番（佐野英史）（登壇）** ただいま、部長のほうから前向きな答弁をいただきました。

まちづくり総合戦略、平成28年から31年度までの5年間の5か年の目標が掲げられておりました、来年度が最終ということになっております。その間にもいろいろ、先ほどおっしゃいましたように、自治体SDGsモデル事業に選定さ



れるようにという形で、部長のほうから答弁がありましたけども、既に三郷町が環境未来都市宣言をする以前に、内閣府のほうがそういう補助金、補助対象事業としてこういう事業を進めていたわけなんですけども、既にここに申請をされた自治体っていうのは、このSDGs事業のために、何らかの計画というものを立てています。私は、この計画等を見てまして、やはりまちづくり総合戦略と大きく重なる部分があるのかなと。それを、町長が目標としておりますCCRC事業とも重なる部分があるのかなとそういうふうに思いまして、やはり部長がおっしゃったみたいに、このSDGsというものにこだわるのではなくて、やはりまちづくり総合戦略の中で、このSDGsの理念を反映させていこうという形のほうが理想的じゃないかなというふうに思っています。

それと、もう1つ一番大事なことは、やはりパートナーシップということが17番目にあります。やはりこの環境問題というのは、行政が旗を振るだけではなくて、やはり住民がどのように行動していくのかということが大事だと思います。恐らくこの国連のSDGsでも、どのように一人一人がこの大きな目標に対して行動を進めていくのかということは、問われているんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味では、今、行われております環境への対策で、例えばごみの堆肥化の補助金であるとか、あるいは雨水の再利用の補助金であるとか、あるいは太陽光発電とかコージェネレーションの補助金であるとか、そういうものに対してやはりもっと積極的に、住民がもっと意識を持ってその補助事業を活用していただくような形の取り組みとか、そういうものを含めて行政がSDGsで宣言をするだけではなくて、住民もそれに対して協力的になれるような仕組みをつくっていただければと思います。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** それでは、佐野議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃいますとおり、今現在進めております事業もSDGsに何らかの、全て関連してくるものであると理解しております。

そういったことで、現在、まちづくり総合戦略、来年度までの戦略なんですけど、この目標につきましてもSDGsのターゲットに照らし合わせた形で、現在、各

課のほうでも目標達成に向けて進めております。そしてまた、町といたしましても、今現在進めておりますのが環境だけではなくて、環境、経済、社会、この3つの観点から循環をさせまして、さらに充実させていきたいと考えております。

今、先ほどから佐野議員からもお話しありますように、環境でありましたら、浸水常襲地域の解消であったり、カーボン・マネジメント事業も行っております。そしてまた、クールチョイスによる啓発といったことも環境に当たるのかなと。

そしてまた、経済といたしましては、議員もおっしゃってありましたとおり新電力会社の設立であったり、サテライトオフィスの活用といったところもあろうかと思えます。

そしてまた、社会のほうですね、フレイル検診、そして乗り合いタクシー、そしてまたICTを活用した小中一貫教育、そしてまたCCRCの考え方ももちろんそちらに含まれてくるのかなと思えます。

そういった3つの観点から、それを循環させることで、さらに充実を図りまして、今後進めていきたいと考えているところでございます。そしてまた、まちづくり総合戦略、来年度、先ほどの繰り返しになりますが、見直しの際には、当然このSDGsの考え方を十分反映させた上で作成していきたいと。そして、それを実行に向けていきたいと考えております。そして、最終的には「人にもまちにもレジリエンスな環境未来都市」この実現を目指して、今後進めてまいりたいと思えますので、またご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（山田勝男）** 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

6番、佐野英史議員。

**6番（佐野英史）（登壇）** では、2番目の質問に移らせていただきます。

いじめ防止対策について三郷町の取組みは？という形で、質問させていただきます。

何か、こういう質問をすると、何か私がいじめに対する何らかの情報を、相談を受けているのではないかというふうに疑われるかもしれませんが、これを質問したというのは、大体夏とか秋ぐらいになりますと、中学校進学を控えた保護者の方から、三郷中学校にうちの息子を行かせていいんだろうかと、いじめられないのだろうかというような不安とかの声が、相談を受けます。

また、この場にいらっしゃる議員とか職員の皆さんは、よくご存じだと思うん

ですけれども、入学式とかに参列をすると、ちょっとやんちゃな生徒がたまに一、二人いらっしやって、その終わったあとに、うちの息子と同じクラスでなくてよかったわとかそういうふうな、あとで感想を得たり、うちの息子ちょっとビビってたわとかいうふうなことを、おっしゃる親御さんが多くて、三郷町ではどういうふうないじめ対策をしてるのかなというふうな思いから、質問させていただきました。

承知のとおり、2013年にいじめ防止対策推進法が成立をしております。これはもう、すごく社会でも問題になりましたように、その前の年に、大津市のいじめ自死事件が起きたことがきっかけでできた法律でありますけれども、そのあとも同様の事件とか事案というのがあとをたたずに、文部科学省のほうでも、このいじめ問題というのをすごく大きな問題として位置づけております。さらに、いじめ問題というのは、大人社会のパワハラとかセクハラ問題と水平にある問題と位置づけて取り組みを強化しております。同時に、学校現場だけでなく、地域社会としてこの問題に対処すべきものと、文部科学省のほうは考えておるようでございます。

三郷町でも議会のたびに、取り組みに関する事務の点検及び評価報告書というものを提出をし、そして説明をいただいているわけなんですけれども、その項目におきましてもいじめ、不登校問題への対処についての評価がなされております。このいじめ対策推進法ができて以降、ずっとこの評価報告に関しては、特に不登校問題への言及はあるんですけど、いじめ対策に関しての言及は、私の記憶ではなかったように思っております。

三郷町では、まずどのような対策をしているのかということと、いじめ防止対策推進法では学校と自治体に対して、いじめ防止対策基本方針の策定をするように書かれています。それは、三郷町では、今どのように、策定状況はどういうことなのかということと、この基本方針については、保護者や関係者に説明するよう求められておりますけれども、文部科学省の通知では、「地域社会の人々にも伝えるように」と、努力規定であります書かれています。どのような形で公開されているのか、お聞かせください。

以上です。

議長（山田勝男） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。佐野議員の2問目のご質問にお答えさ

せていただきます。

平成23年10月に滋賀県大津市で、当時中学校2年生の男子生徒がいじめを苦に自死するという痛ましい事件が起こり、これを機に「いじめ防止対策推進法」が平成25年に成立し、10月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が文部科学省より示されました。

その後、平成28年3月に奈良県が、「奈良県いじめ防止基本方針」を示され、これを受けて本町でも同年4月に各小中学校におきまして、「いじめ防止基本方針」を策定いたしました。その基本方針に基づき、毎年6月に全児童・生徒を対象に「いじめアンケート調査」を実施し、現状把握に努めております。

また、アンケート調査以外でも学校内での「いじめ等の月例報告」と、年に一度の「年度末報告」により、各小中学校と教育委員会との間で情報を共有するとともに、いじめ等の問題が生じた際には、報告・連絡を密にしながら、迅速に対応しており、県の教育委員会へも逐一報告しているところでございます。

次に具体的な対処方法ですが、いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒にも配慮しながら、詳細な内容を確認した上で、校長などの教員が速やかに家庭訪問等で保護者へ伝え、教育委員会の職員も一緒に休校日や昼夜を問わず、迅速な対応を図っているところでございます。

また、不登校問題への対処につきましては、平成25年6月に「三郷町不登校対策連絡会」を立ち上げ、その後、毎月開催の定例会議で情報交換を行うとともに、不登校児童・生徒への対応に特化した臨時職員3名の指導のもと、各関係機関と連携しながら、迅速に対応を行っております。

最後に、本町における「いじめ防止対策基本方針」の公開の件でございますけれども、「基本方針」については、既に策定済みですが、保護者、関係者に対して現段階では周知していないのが現状でございます。

しかしながら、議員ご指摘のように、策定した方針内容を説明することが求められていることから、今後、各年度の開始時に児童生徒への説明のほか、保護者に対しても懇談会等で説明してまいりたいと考えております。

また、地域住民の方々にも町及び学校のホームページ等のSNSを活用しながら、周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山田勝男） 再質問を許します。

6 番（佐野英史）（登壇） 文部科学省は、さまざまな形でいろんな施策というのを  
おろしてきております。それを、いろいろ読んでみますと、やはり三郷町単独で  
難しいような、財源が必要なものであるとか、マンパワーが必要なものとかいっ  
ぱいあると思うんですけども、その文部科学省のマニュアルというんですか、そ  
ういう通知の中には、いじめ対策連絡協議会を設置するようにと。それか、ある  
いは教育委員会に附属機関を設けるようにと。

これは、あくまでも努力規定というか、願望というか理想であるんですけども、  
それについて、なぜ設置をしていないのかということをお聞きしますと、不登校  
問題と違って、いじめに関しては時間をかける問題ではなくて、やはり現場での  
即応性が必要だと。だから、そういう連絡協議会とか附属機関云々じゃなくて、  
学校現場でしっかりとそれは教職員でコミュニケーションをとって、そして教育  
委員会で、あるいは上級庁との中で解決していくものだから設置をしていないと  
いうのをお聞きしました。それは、十分納得できる説明ではございました。それ  
に対して現場では今、先ほど教育部長がおっしゃったみたいに、学校の先生が可  
なり日夜、努力をされているともお聞きしております。

2年前に北海道新聞で、ある中学生の人権作文というのが載ったんですね。そ  
の人権作文が内閣総理大臣賞を受賞して、それを書いた中学生というのは、小学  
校時代をドイツで過ごしたと。ドイツで受けたいじめと、ドイツで目撃したいじ  
め、そして、日本で目撃したいじめの違いというのをその作文の中で書いており  
ました。

ドイツと日本の違いというのは、その小学生の感想ですので、陰湿さが違うと。  
ドイツはいじめというのは、表に出てくると。で、すぐに、そのいじめというの  
は、二、三日で終わるんだと。日本の場合は、すごく陰に隠れて陰湿で、長期間  
にわたると。で、その生徒は自分なりに考えて、それは周りにとめる人がいない  
からだ。ドイツの場合は、いじめを目撃したら同級生とか友達、誰かがとめ  
に入ると。ただ、日本の場合はどうしても、とめに入った場合は自分がいじめら  
れるかもしれないという形で、とめに入る人がいなくなると。だからこそ、いじ  
めが悪質化、長期間化するんじゃないかというふうな形で、その生徒は感想とい  
うか、自分の体験を通してそういう作文に残しておりました。

それを聞きまして、やはり教育委員会の先生方は、加害者、被害者に対して、

間に立って走り回っていただいていることは事実でありますけども、やはり今回、同じようなというか事象は違うんですけども、10月のハロウィンに起きました、渋谷でのトラックを押し倒したという事件で4人の方が逮捕された。その4人が逮捕されたわけなんですけども、恐らくその問題というのは、そういう悪乗りをした本人も悪いでしょうけども、その周りではやし立てた群衆がいた。恐らくはやし立てた群衆がいたために、その4人は一段と悪乗りをしたのではないかなど。

それは、恐らくいじめの問題と似た構図なのかなど。だから、周りにとめる人がいない、あるいはそれを容認するような空気があったからこそ、いじめというものが起きるのではないかっていうことを、私はその生徒の作文から、そう感じました。

そういう意味では、やはり教職員がいじめの解決に向かって努力をしていたかどうかということは大事なんですけども、やはり生徒の間で、学級の間で、いじめの問題に関してしっかりと議論をしていくということも大事じゃないかなというふうに感じましたので、それにつきまして、今後、学校現場にかかわることですけども、その考え方をお聞かせください。

**議長（山田勝男）** 池田教育長。

**教育長（池田朝博）（登壇）** 佐野議員の再質問にお答えさせていただきます。

いじめの状況、それから対応等については、先ほど担当の渡瀬部長のほうからお答えをさせていただいたとおりで、また、議員からのご質問の中にもありますように、本町においてもいじめが全く発生していないというような状況ではなくて、やはり残念ながら、いじめの事象は発生しているのが現状でございます。

そんな中におきまして、先ほど議員からもありましたように、発生したときから時間がたてばたつほど、これはこじれていくというのが学校現場の統一した見解でございます。そんな中で、そういうことを判明した段階で、例えばいじめをした子、された子、それから周りにおられる児童、生徒も含めて、要は状況を先生が直接見てなければ、その状況を多くの子どもたちから話を聞く。その内容で適切な指導をし、また、必要に応じて家庭訪問をしながら親も含めて、保護者も含めて対応し、きっちりとあとに残さない対応をしていくというようなことが、学校現場でとられています。

このようなことから、教員の働き方改革というような話も出てるわけなんですけど

も、やはり時間外に、そういうきめ細かな子どもへの対応、保護者への対応を含めてやっていただいている関係上、どうしても勤務時間が長くなるというようなどころもあるわけですが、そういうきめ細やかな対応こそが、今一番求められているのではないのかなというふうに思います。

それともう1点、周りで加害者、被害者、言葉が適切でないかもわかりませんが、言ったほう、言われたほう、されたほう、したほうっていう、その当事者だけでなく、周りがはやし立てるといような表現がございましたけども、周りがそれを黙認したりといようなことが、これもあってはならんことだというふうに考えます。

したがって、事象があるなしにかかわらず、定期的に学校では、子どもたちにいじめ、不登校、いろんな問題がございますので、事あるごとに時間をさいて子どもたちに、「こういう場合は、これはいじめになるよね」とか、「こんな言葉でも人は傷つくのよ」といようなことを、しっかりと認知をさせながら、1つでもいじめの発生を抑制しているというのが学校現場の対応でございます。

したがって、今、我々教育委員会事務局のほうでも把握をしておりますけども、学校現場は大変疲弊している状況もありますけども、細かな対応をしているというのが現状でございますので、その現状をご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

**議長（山田勝男）** 2問目の質問は終了しました。

6番、佐野英史議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。

**7番（木谷慎一郎）（登壇）** それでは、議長のお許しをいただきまして、私からは、温室効果ガス削減のために電気自動車普及推進をという内容で、一般質問させていただきます。

先ほどから佐野議員の質問の中にもありましたように、三郷町は平成30年8月に、SDGsの環境未来都市宣言を行いました。この宣言では、SDGsの中でもとりわけ地球温暖化防止の重要性を強調をされています。

ところで、地球温暖化の主な要因は、人間が活動することにより発生する二酸化炭素を初めとした温室効果ガスの増加によるものとされています。電気自動車は、この二酸化炭素の走行時での排出量は当然ゼロであり、発電するときの排出を考

慮に入れても排出抑制が見込める上、今後の再生可能エネルギー、太陽光であるとか水力であるとか、風力もこれから伸びるかと思うんですけども、そういう再生可能エネルギーの普及に伴って、さらにその効果が高まってまいります。

そのため、電気自動車の普及を推進することは、地球温暖化の防止に効果の大きい取り組みの1つであるといえます。

ただ、現在の電気自動車は、まだ車両自体の価格もガソリン車と比較すればまだ高額であり、また、技術の進展により改善しつつあるというものの、1回の充電で走られる距離、航続可能距離に限られるという大きな弱点もあります。実際、電気自動車を購入する際に気になる点は何ですかというアンケートをとったところがあるんですけども、そこでは車両価格が割高であること、そして航続可能距離の少なさを挙げる意見が上位を占めております。

そこで、三郷町におけるSDGs、この中の地球温暖化防止を達成する手段として、このような弱点を補えるような電気自動車の普及促進策に取り組んではいかがでしょうか。

2010年、経済産業省が取りまとめました「次世代自動車戦略2010」という文書においては、電気自動車（プラグインハイブリッド）という次世代車が新車に占める割合を、2020年に15から20%、2030年には20から30%にする目標を掲げておりますが、実際は2017年においても、これらの販売割合は1%強にとどまっております。この普及を後押しすることは、国の方針にも合致したものであるといえます。

具体的には、ガソリン車との差額に対する一部補助や、現在三郷町内に1つもない急速充電器の設置、公用車としての電気自動車の使用等が考えられるんですけども、これらに対しての町のお考えをお聞きかせください。よろしくお願いたします。

**議長（山田勝男）** 西村環境整備部長。

**環境整備部長（西村敦司）**（登壇） それでは、木谷議員のご質問にお答えします。

SDGsでは、17の目標の中の13番目として「気候変動に具体的な対策を」とあり、地球温暖化対策の重要性も強調されています。SDGs環境未来都市宣言を行っている本町といたしましても、地球温暖化対策について喫緊の課題として取り組んでいかなければなりません。

ご質問にありますとおり、地球温暖化の主な原因は、二酸化炭素を初めとする



温室効果ガスによるものとされております。本町ではこれまで、温室効果ガス削減に向けての取り組みとして、再生可能エネルギー発電システムや家庭用燃料電池の設置者に対する一部補助により、省エネルギー等、環境に対する意識向上を図る施策を実施させていただいているところでございます。また、道路や公園の照明灯や各地域で設置されている防犯灯のLED化も、環境対策の一環として積極的に取り組んでまいりました。

さらに温室効果ガス排出の削減効果が大きい施設の設備更新に伴う、省エネルギー設備等の導入を実施するため、カーボン・マネジメント強化事業に取り組むことについては、さきの9月議会でご説明させていただいたところでございます。

一方ソフト面では、昨年度、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動である「クールチョイス」を、住民の方とともに推進することを宣言しています。ご提案いただいている電気自動車の導入や普及促進につきましても、環境負荷の少ないクリーンエネルギー車として、対応を検討していくべきであろうと考えております。

しかしながら、ご質問にありますとおり、価格や航続可能距離の問題など、住民の方々も町としても導入に向けての障壁がないわけではございません。

このような状況ではございますが、今後、電気自動車の普及促進は、世界的な時代の流れであることから、ご提案にございますガソリン車との差額補助につきましても、取り組む時期を見きわめながら検討してまいります。

次に、公用車への使用につきましても、来年度、町長車の経年による入れかえ車両として、PHV車もしくはPHEV車の導入や、急速充電器の設置、また、電動バイクの導入を、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（山田勝男） 再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） ただいま、いろいろ答弁いただきまして、本当に思った以上にご検討いただいているんだなということで、本当にありがたいと思います。

先ほど、プラグインハイブリッド自動車であるとか、そのあたりに加えて電動バイクというお話出ました。いわゆる原付スクーターみたいな形で、電気で走るというものなんですけども、いわば三郷町は余り広い面積はないので、そういう面でも航続可能距離が限られる中でも、いろいろ活用ができるんじゃないかなと

思いますので、いろんな国の補助等も受けながら進めていただけたらと。

今後ともよろしく願いいたします。

**議長（山田勝男）** 7番、木谷慎一郎議員の質問は、以上をもって終結します。

これをもって、一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

月曜日から各委員会で審査を行うわけですが、各位におかれましては  
よろしく願いいたします。

本日は、これをもって散会します。どうもご苦労さまでした。

散 会

午後 2時49分